

第 1 9 回三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 6 月 8 日 (金)
午後 6 時 00 分 ~ 午後 9 時 15 分
場所 浦安市民プラザ Wave 1 0 1

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	2
(1) 第 1 7 回から第 1 8 回までの再生会議の結果について	3
(2) 平成 1 8 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について	5
(3) 主要な再生事業に関する平成 1 8 年度実施結果 及び平成 1 9 年度の実施方法について ・三番瀬再生実現化検討(推進)事業について ・行徳湿地再整備について ・三番瀬自然環境調査について ・市川海岸塩浜地区護岸改修事業について	7
(4) 自然再生(湿地再生)関係について	2 4
3 . 報告事項 ・平成 1 8 年度三番瀬環境学習施設等検討委員会報告について ・三番瀬自然環境データベース構築事業について ・三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について	3 3
4 . その他	3 5
5 . 閉 会	3 7

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻となりましたので、ただいまから第 19 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

視察に参加いただきました委員の皆様は、御苦労さまでございました。

本日は、大野委員、佐藤委員、宮脇委員から、所用のため欠席との連絡がございました。現在、委員 22 名中 19 名の出席をいただいております、設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な、委員の半数を充足しております。

次に、配付資料の確認をいたします。

次第	裏面に委員名簿がございます。
資料 1 - 1	第 17 回から第 18 回までの再生会議結果
資料 1 - 2	平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画の策定について
資料 2	平成 18 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について
資料 3 - 1	平成 18 年度三番瀬再生実現化検討事業の結果について
資料 3 - 2	行徳湿地再整備について
資料 3 - 3	平成 18 年度三番瀬自然環境調査について
資料 3 - 4	市川海岸塩浜地区護岸改修事業の実施状況について
資料 3 - 5	三番瀬干潟観察舎（環境学習施設）イメージ
資料 4 - 1	平成 18 年度三番瀬環境学習施設等検討委員会報告
資料 4 - 2	三番瀬自然環境データベース構築事業について
資料 4 - 3	三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について
資料 5 - 1	三番瀬再生支援事業補助金応募要領
資料 5 - 2	三番瀬に係る平成 18 年度自然環境保全基礎調査の結果について
資料 5 - 3	三番瀬において実施予定の事業について（市川航路・泊地の維持浚渫工事）

それから、各委員には、青いホルダーに入れて千葉県三番瀬再生計画の基本計画と事業計画、平成 19 年度三番瀬再生実施計画及びパンフレットを置いております。こちらの資料は、再生会議の際にお手元に置きますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

資料の確認は以上ですが、漏れ等はありませんか。

ないようでございますので、それでは、はじめに植田副知事からごあいさつを申し上げます。

植田副知事 本日は、御多忙のところ、三番瀬再生会議の委員並びにオブザーバーの皆様には、第 19 回三番瀬再生会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、会場にも多くの皆様においでいただいております。ありがとうございます。

私、4 月 1 日付で副知事を拝命した植田でございます。この 3 月 31 日まで 3 年間、県の総務部長をしておりました。このたび、4 月から副知事ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年度は、この三番瀬再生会議につきましては、大西会長はじめ委員の皆様方に長時間にわたる熱心な御審議をいただきまして、三番瀬再生計画の事業計画に対する答申

並びに平成 19 年度の実施計画に対する御意見をいただいたところでございます。おかげさまでもちまして、県三番瀬再生計画と平成 19 年度実施計画を作成することができました。ここに改めまして御礼申し上げます。

さて、本日は、平成 18 年度に行いました三番瀬再生事業の実施結果や、P D C A サイクルによって進めることとされている平成 19 年度の実施計画事業のうちの主な事業の進め方について県から説明させていただきましますので、御議論いただきますようお願い申し上げます。

本年度は、この再生会議は、基本的には本日を含めまして 3 回ほどの開催を予定しております。次回以降は、平成 20 年度事業の方向性、さらに平成 20 年度の実施計画案などについて議題とさせていただきたいと考えているところでございます。

三番瀬再生への取り組みにつきましましては、おかげさまで本当に多くの皆様方の熱心な御議論あるいは御活動によりましてここまでまいったわけでございますが、三番瀬の再生のためには息の長い取り組みが必要であると考えてございます。したがいまして、これからが本当の事業化の段階と認識しているところでございます。

県では、再生事業を進めるにあたりまして、再生会議から十分御意見をいただきながら、また地域や漁業者、N P O の方々をはじめ多くの県民の皆様、あるいは国、地元市などの関係機関とも十分力をあわせながら、一步一步着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも皆様方の御支援、御協力をいただけますようお願い申し上げます。簡単ですけれども、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

三番瀬再生推進室長　　ここで皆様に御紹介させていただきます。

本日御出席の細川委員におかれましては、3 月に（独）港湾空港技術研究所を退職されまして、その後、（財）港湾空間高度化環境研究センターの専務理事として着任されています。細川委員には引き続き再生会議の委員として御活躍いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4 月 1 日付で事務局に人事異動がありましたので、理事の荘司から紹介させていただきます。

総合企画部理事　　総合企画部理事の荘司でございます。よろしく願いいたします。

人事異動で室員が若干代わりましたので、私から紹介させていただきます。

主幹の行方でございます。

主幹の西織でございます。

副主幹の佐藤でございます。

後方におりますが、主査の小澤でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室長　　大変申し訳ないのですが、植田副知事におきましては、この後に所用があるため、ここで退席させていただきます。

植田副知事　　どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ 副知事退席 ）

三番瀬再生推進室長　　これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。

2. 議 事

大西会長 きょうは、午後、現地見学会、視察会があったということで、私はどうしても所用がありまして参加できませんでしたが、参加した方々は大変御苦労さまでした。

新年度の最初の会議ということで、年が改まってもこういうあいさつをしたりするので、しょっちゅう最初の会議というのがあるようですが、委員の方々にはお手元に青いホルダーが配られていて、設置要綱が最初にあります。こういう機会に改めて我々の再生会議の与えられている役割を確認するというのも意味があるかと思えます。

「(目的)」が最初にあって、これが一番重要で、三番瀬の再生・保全・利用について知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として再生会議は設置されているということでありまして、意見を述べたり、あるいは答申をするということと同時に、能動的に進めるということも設置目的になっているということでもあります。

その下に「(所掌事務)」ということが具体的に定められていて、読み上げませんが、これまで再生会議としては基本計画、後ろのほうに事業計画、それから実施計画とありますが、基本計画と事業計画については、事業計画の重要な部分については諮問を受けて答申を行うということをやってきて、それを県のほうで受けとめて県の計画ができているというわけであります。

2番目に、「重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べる」とありますが、事業計画の一部、毎年の実施計画についてはここに当たるということで、昨年度末3月の第18回会議で実施計画について意見を述べて、意見書として取りまとめて県のほうに出した。それが県の19年度の実施計画としてまとめられたということでもあります。

したがって、1番、2番に該当するような活動について、昨年度までに、実施計画については毎年出てくるということになります。我々の意見を取りまとめて県のほうに出したということになります。したがって、今後は、特に県のほうで再生事業に関する事業を実施していくということに本格的になりますので、「(所掌事務)」の3番に書かれている「実施事業の内容あるいは環境影響について検討状況等の報告を受けて意見を述べる」、このあたり、いわば事業の実施に関する進行管理といえますが、その状況を的確に把握して適切な意見を述べるというのが再生会議にとって重要な役割になると思えます。

しかし、その事業の実施が三番瀬全体の再生にどういう影響、効果を及ぼしているのかという観点から自然環境及び再生事業について評価すると4番目にあって、日常的あるいは毎年の事業の進行をただ見るというだけではなくて、それが三番瀬の再生にどういう効果を与えているのかということの評価をする。これについては評価委員会にいろいろ深い議論をしていただいて、その議論を再生会議に反映させることが必要だと思えますが、4番目の活動も今年度から非常に重要な活動になってくると思えます。

さらに5番では、「必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べる」と。つまり、特に知事から諮問を受けない事項についても、ここで必要があると認めるときには議論するということになりすし、さらに6番には、「その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議する」ということも規定されています。

どれが必要がなくなったということはないと思いますが、相対的に3、4、5、6番あたりが、今年度以降の再生会議の所掌事務としては重要性を持ってくるといふふうに考えるわけです。この機会に改めてそうしたことを確認して、今日の会議を進めていきたいと思いをします。

はじめに、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めます。

今回は、倉阪委員と木村委員にお願いするという原案になっていますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、2人をお願いいたします。

本日の主な議題は、「次第」の議事の欄に記載されております。(1)から(4)、それから報告事項と「その他」ということになっております。この「次第」に沿って議事を進めていきます。

(1) 第17回から第18回までの再生会議の結果について

大西会長 まず、議題(1)は、これは恒例になりますが、第17回から第18回、直近2回の再生会議の結果について説明を受けて議事内容を確認したいと思いをします。

それではお願いいたします。

三番瀬再生推進室長 第17回から第18回の再生会議の結果についてですが、第17回は前回報告が終わっておりますので、第18回の結果について、

資料1-1の2ページをお開きください。

3月23日に開催された第18回会議の結果です。

まず、「1 第16回から第17回再生会議の結果について」ですが、第16回から第17回までの再生会議結果について、資料に基づき確認いたしました。

「2 平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について」ですが、前回の会議に引き続き、「平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)」について審議が行われました。

実施計画(案)本文についての修正意見、再生事業の実施上留意すべき意見、基本計画、事業計画において議論すべき意見など、それぞれの提案委員から提案理由の説明があり、意見交換を行いました。

実施計画(案)の本文についての修正意見は以下のとおりです。

内容は省略しますが、実施計画に反映いたしました。

3ページ、その他主な意見は以下のとおりです。

- ・再生事業の実施に当たっては、「景観の形成、湿地の再生及び環境学習の場づくりの検討において、県が広域的な調整を図る」ことを留意事項とする。

- ・本日の質疑応答を議事録に残し、今後、県が再生事業を進める際の留意事項とする。

ということでございました。

会長のまとめですが、意見書については、会長及び副会長で文案を作成し、各委員に確認いただいた後、県に提出することとする。

「3 平成19年度三番瀬再生会議の開催日程(案)について」ですが、県から資料に基づき説明がありました。

「4 報告事項について」ですが、「三番瀬再生計画（事業計画）の確定について」及び「三番瀬において調査等を行う場合に必要手続きについて」県から報告がありました。

「5 その他」ですが、平成 19 年度の再生会議の日程については、後日各委員に日程を伺った後に決定する旨、事務局から報告がございました。なお、調整結果ですが、第 19 回、本日ですが、6 月 8 日、第 20 回は 9 月 11 日、第 21 回は 11 月 27 日に開催することになりました。

あわせて、資料 1 - 2 「平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画の策定について」、簡単に報告いたします。

これは、再生実施計画の策定ということで記者発表した資料でございます。

実施計画は 3 月 30 日に確定いたしました。既に委員の皆様には送付いたしましたし、お手元のバインダーにも収められています。また、県のホームページにも掲載しております。19 年 1 月に案をお示して、2 回の審議を経て、3 月に意見をいただき、3 月 30 日に確定したところです。

内容につきましては、既に御案内のとおりですので、省略させていただきます。

今年度は、この実施計画に基づいて事業を進めてまいります。

以上でございます。

大西会長 第 17 回と、特に第 18 回について再生会議の結果の説明がありました。

これについて何か御質問などがありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

前回の議事内容について確認いただいたということにさせていただきます。

（2）平成 18 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について

大西会長 次に、議題（2）平成 18 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について、県のほうから説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 資料 2 を御覧ください。この資料は、平成 18 年度事業の結果概要を、各事業半ページずつにまとめたものです。御承知のように、千葉県三番瀬再生計画である事業計画は 18 年度から 5 ヶ年の計画という定義をしておりますが、今年の 2 月に事業計画を策定したということもございまして、平成 18 年度事業については実施計画という形ではまとめられておりません。しかし、18 年度におきましても、重要な事業、急を要する事業については予算化を行っております。このことにつきましては、平成 18 年 3 月 28 日の第 11 回三番瀬再生会議の中で、18 年度の主な事業を一覧表にして資料としてお示ししてございます。この資料 2 では、このときの一覧表をもとに 18 年度の主要な事業について概要を記載いたしました。

記載の順番は、再生計画の「三番瀬の再生に向けて取り組む事業」の 12 の節の順となっております。

記載の項目ですが、表の左側の欄に太字で事業計画の節・事業名を記載し、細字で県予算事業名及び予算を記載しております。その右側の真ん中の欄は「事業の概要、結果及び評価」ということで、上から「目的・概要」「実施結果」「結果の評価」「住民参加・情報公開の状況」「問題点・今後の課題、改善の方向等」となっております。さらに一番右の

欄に担当課等を記載しております。この欄の中で「別途説明」と記載のある事業がございますが、これは、この後、議事（3）で個別に説明を行う事業のことです。

ここからは個々の事業について説明いたしますが、時間の関係で結果や成果のポイントのみ簡潔に触れます。

1 ページ、上の段は、干潟的環境形成と淡水導入の検討・試験を行う三番瀬再生実現化検討事業について記載しております。そのすぐ下の段、それに続く2 ページの上の段には、生態系、潮流に関連した行徳湿地再整備事業及び三番瀬自然環境調査事業を記載しております。この三つの事業については、次の議題で個別に説明しますので、ここでは省略いたします。

2 ページ、下半分の欄ですが、漁業関連事業がここから挙げられております。

まず、豊かな漁場への改善方法の検討のための事業である三番瀬漁場改善検討事業ですが、18 年度、19 年度の2 年間で「三番瀬漁場特性マップ」を作成し、漁業と漁場の関係を解析するというもので、「結果の評価」の欄にありますように、漁場環境データの入力などが完了し、シミュレーションによる三番瀬の流況の再現もできるようになり、漁場再生の具体化検討に向けた基礎を構築することができました。

3 ページ、上半分の欄は、アオサ対策としての三番瀬漁場再生調査事業です。アオサ発生量の把握と、自走式潜水トラクターによる回収の実用化実験などを行ったものですが、「結果の評価」欄にありますように、「アオサを効率的に回収する方法として、自走式潜水トラクターは有効と考えられる」という結果が得られております。

3 ページ、下半分の欄は、藻場の造成試験としての三番瀬漁場再生調査事業です。漁業者と連携した市川側と船橋側における藻場の造成や、魚類の産卵、生息状況調査を行ったものですが、「実施結果」の欄にありますように、藻場の造成試験を行った結果、藻場の増加や造成区での稚魚や卵などの存在を確認できました。

4 ページの上の欄は、ノリ養殖関係事業としてのノリ生産管理技術システム化試験事業、高水温耐性ノリ新種改良事業が挙げられております。「結果の評価」欄にありますように、ノリ養殖者への技術指導や情報提供により、現場の技術向上や高水温耐性品種の作出に資することができました。

4 ページの下の欄は、アサリ生産対策としての三番瀬漁場再生調査事業及び生産管理対策事業です。アサリ資源減少防止対策の一つとして、冬の波浪抑制技術の導入検討や、アサリの稚貝の効率的な回収・移植の試験を行ったものですが、「結果の評価」欄にありますように、現実的な波浪抑制試験の方向性を定めたこと、アサリ稚貝採取システムの仕様が概ね固まるなどの成果がありました。

なお、漁場関連事業については、後の報告事項、資料4 - 3でも触れられております。

5 ページの上の欄の海と陸の連続性・護岸に関連した市川市塩浜護岸改修事業、下の欄には自然再生（湿地再生）事業が挙げられておりますが、いずれも次の議題で個別に説明しますので、ここでは省略いたします。

6 ページの上の欄には、環境学習・教育事業として、三番瀬再生に係る環境学習検討事業が記載されております。環境学習の人材育成のシステムづくりや、施設のあり方、環境学習の内容等について検討を行うものですが、18 年度は、「結果の評価」欄に記載されておりますように、環境学習の現状分析、課題の抽出を行ったところです。その内容につい

ては、後ほどの報告事項の資料4 - 1にも記載されております。

6ページの下欄は、維持・管理事業として三番瀬自然環境合同調査実施事業で、一般からの参加を募って三番瀬の自然環境に関する合同調査を実施するものですが、「実施結果」の欄にありますように、底生生物について継続的な調査を2回実施し、三番瀬の底生生物や自然環境への理解を深めることができました。

7ページの上欄は、三番瀬自然環境データベース構築事業です。これまでに実施された自然環境に関する調査結果の効率的な活用を目的としてデータベースを構築する事業ですが、「実施結果」の欄にありますように、データベースの内容を更新し、文書館、環境研究センター及び中央博物館に設置したところです。また、データベースの概要や利用方法について、ホームページに掲載いたしました。この事業については、報告事項の資料4 - 2にも記載されております。

7ページの下欄からは、広報事業として三つの事業を続けて記載しております。

最初のインターネットなどによる情報発信については、ホームページについて年間60回以上にわたる更新を行ったこと、18年3月に三番瀬ライブカメラを設置したこともございまして、ホームページのアクセス件数が大幅に増加しているところです。

8ページの上欄、広報拠点としてのサテライトオフィス運営委託事業についても、NPO法人への委託により運営しているサテライトオフィスの訪問者数が前年比約16.7%増加しており、広報事業として一定の成果を上げているものと考えております。

8ページ下欄、三番瀬フェスタ開催事業についても、特に屋外イベントでは多数の参加があるなど、一定の成果を上げたものと考えております。19年度は、住民、NPOの自主性が尊重される事業手法として補助制度を設けることとしたところで、募集要綱を資料5 - 1として配布しております。

説明は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

資料2、いま説明があった資料については、説明の中にもありましたけれども、「別途説明」という記載が右の欄にあるものが多くて、これについては、次の議題(3)主要な再生事業に関する平成18年度実施結果及び平成19年度の実施方法の中で説明があるということになっています。もし異論がなければ、引き続き議題(3)の説明を受けて、質問、意見交換はその後一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(3) 主要な再生事業に関する平成18年度実施結果 及び平成19年度の実施方法について

- ・三番瀬再生実現化検討(推進)事業について
- ・行徳湿地再整備について
- ・三番瀬自然環境調査について
- ・市川海岸塩浜地区護岸改修事業について

大西会長 それでは、続いて議題(3)について、四つの事業が主要な議題として挙げられていますが、三番瀬再生実現化検討(推進)事業から順次、県の説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室　　まず資料3-1「平成18年度三番瀬再生実現化検討事業の結果について」を説明いたします。

本事業は、事業計画の干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験、淡水導入の検討・試験及び自然再生（湿地再生）をあわせて、企画調整課ほか12課2研究センターによる県庁内三番瀬再生実現化検討グループにより実施したものです。

18年度の事業の目的としては、全国の事例を収集し、事業実施上の課題等を整理するとともに、干潟的環境形成及び淡水導入については試験案の検討を行うということでした。

まず、「2 『干潟的環境（干出域等）形成及び淡水導入の検討・試験』に係る調査結果」です。

「(1) 干潟的環境形成に係る事例の収集・整理」として、「ア 国内の代表的な干潟造成事例」を、事業の内容、造成手法、事業規模、事業費、効果、課題等に整理いたしました。こちらには多かった事例を紹介しております。

「イ 緩やかな土砂供給の視点に立った事例」としては、(ア) 東京湾における主な河川からの自然供給土砂量に関する調査と、(イ) 相模川における置き砂事業等の調査結果を収集・整理いたしました。

次に「(2) 淡水導入に係る事例の収集、課題の整理」ですが、事例として、(ア) 汽水域における塩分条件や底生生物の適用条件を整理するとともに、(イ) 三番瀬と周辺汽水域における生物相や塩分濃度等の環境条件を比較し、三番瀬をこれらの汽水域に近づけるために必要な条件を次のページの「イ 課題」として整理いたしました。

次に「(3) 干潟的環境形成及び淡水導入の基本的な考え方の整理」ですが、「目標」については、中央の欄の「現状」を踏まえて主たる目標や副次的な目標について整理し、「期待される機能・効果」については、その目標から想定される生物多様性の回復、親水性の向上などの効果を整理いたしました。

次に3ページ、「(4) 干潟的環境形成及び淡水導入に向けた試験案の検討」です。

左の欄「試験の目的」として、干潟的環境形成については、現在の干出域から連続した低潮面より高い地盤高形成による生物多様性向上の確認、形成した干出域の地形的な安定性の確認、干出域形成に最も効果的な底質性状の検討とし、淡水導入については、淡水導入による多様な塩分形成及び海域への土砂供給としております。

「試験内容」ですが、7ページの図を御覧ください。海域での干潟的環境形成の試験を2カ所提案しております。試験場所の候補1カ所目として、現在、護岸改修が行われている2丁目護岸の一番右側、「干潟的環境形成」と枠で囲ってある箇所、護岸のすりつけ部において少量の土砂を置き、主に形状の安定性、土砂の移動、生物の出現状況についてモニタリングを行うというものです。2カ所目は、1カ所目での調査を踏まえて、図の中央の「干潟的環境形成」と枠で記されている箇所、市川市所有地で予定されている湿地再生の前面において、陸と海との自然な連続性の回復や、環境学習の場の創出に向けて、地盤高や性状ごとに生物の生息状況を調査し、ふれあいの場としての利用可能性等について検討することを提案しております。次に、図の一番左側、上のほうの「干潟的環境形成・淡水導入」と記されている位置ですが、こちらは猫実川水門付近の水域において河川に土砂を盛って干出域を創出し、ヨシ原の生育状況や生物の出現状態をモニタリングする。また、緩やかな土砂供給に関して、旧江戸川から猫実川へ淡水導入を可能な量まで増やし、設置

した土砂の流下移動の観測をするといったことを提案しております。

なお、江戸川放水路からの淡水導入につきましては、水利権や、行徳の可動堰下流の環境への影響、漁業への影響等、試験案の検討以前に調整すべき課題が多くございますので、そういったことの検討をまず先に進める必要があるとしております。

3ページに戻っていただきまして、「イ 利用可能な水底土砂」では、市川航路の浚渫土砂、港湾からの浚渫土砂、この流域におけるダムの堆砂等について、利用可能量や粒度組成等の情報を整理いたしました。

4ページ、「ウ 試験の進め方」ですが、ただいま説明したとおり、市川市の塩浜2丁目護岸右側と猫実川での試験を先行して、その結果を踏まえて市川市所有地前面での試験と考えております。江戸川放水路では、試験に関する検討を行うこととしております。

なお、試験実施にあたっての留意点として、エに示したような、順応的管理や、猫実川河口域への影響、漁業への影響などを挙げております。

以上が、干潟的環境形成及び淡水導入の検討試験に係る調査結果です。

次に、「3 『自然再生（湿地再生）事業』に係る調査結果」です。特に都市化された地域における事例を中心として、塩性湿地、淡水性湿地、閉鎖性、開放型などさまざまなタイプの湿地再生事例を収集し、整理を行いました。

(2)の「期待される機能・効果」につきましては、「生物生息場の創出」「ヨシ原の創出」「人と三番瀬とのあれあいの場・環境学習の場の創出」に分けて整理いたしました。

次に5ページ、「(3)自然再生（湿地再生）に必要な条件」ですが、先ほどの「期待される効果」を達成するための環境条件を整理・検討いたしました。

「検討項目」としては、左側の「地形」「面積・規模」「底質」「塩分」「ヨシの育成環境」「ふれあいの場・環境学習の場」に分け、「地形」ではさらに「地盤高」「行徳湿地とのネットワーク形成」「前面海域とのつながり」「湿地内の勾配」「微地形」に分けて、それぞれに必要な環境や条件を右のような形で整理いたしました。

6ページ、「(4)施設前面の護岸構造」では、湿地の土砂が前面海域に流出することを防止するため何らかの施設が必要と考えられますので、極力低い護岸による開放型、2段目の、前面の護岸を整備し背面で湿地を造成する閉鎖型、3段目の、前面の護岸は整備するが通水口を通じて海水交換をする半閉鎖型を、それぞれ比較検討し、長所、短所、留意点の整理を行いました。

「(5)留意すべき事項」では、具体的な検討に関して、「前面の干出域形成との一体性確保の検討」「護岸構造」「淡水の確保」「湿地周辺の植栽」「維持・管理」を特に留意すべき事項といたしました。

18年度事業の概要は以上ですが、詳細な報告書についてはサテライトオフィスにおいて公開してまいりたいと考えております。

次に、8ページ、「平成19年度三番瀬再生実現化推進事業について」ということで、今年度の事業の予定について説明いたします。

今年度は、ただいま説明した検討結果を踏まえまして、「干潟的環境形成の検討・試験」及び「淡水導入の検討・試験」については、具体的な試験計画やモニタリング計画の検討、事前環境調査等を行うことと、「自然再生（湿地再生）事業」については、ただいま条件として挙げた湿地環境、規模、構造、干潟的環境形成との関連等を検討することと

しております。

「2 事業の進め方」ですが、昨年度は事例の収集が中心でしたが、今年度は具体的な試験計画を作成していくという段階になりますので、庁内の関係課等で組織しているこれまでの三番瀬再生実現化検討グループでの検討に加え、検討の早い段階から公開により学識経験者等の意見を聞きながら進めていくこととし、再生会議にも御意見を伺うなど、県民参加のもとに進めてまいりたいと考えております。

次に「3 『干潟的環境形成及び淡水導入の検討・試験』に係る調査計画」ですが、先ほど調査結果の中で、先行的な試験実施候補地と挙げた塩浜2丁目護岸の東端脇と、猫実川水門付近の2ヵ所について、試験計画及びモニタリング計画の検討を行おうと考えております。試験内容としては、「試験計画の検討」として試験内容・試験方法、位置・規模、試験スケジュール、試験費用、「モニタリング計画の検討」として調査項目・調査方法、調査範囲、調査地点数、調査頻度、モニタリングスケジュール等を考えております。

9ページ、「(2) 事前環境調査」では、モニタリング計画で事前の調査が必要とされたものについて実施が必要と考えております。

それから、「(3) 周辺環境への環境予測等」は、試験の実施の前提として事前環境調査結果を用いて周辺環境への影響予測等が必要と考えております。

なお、これらの内容については、先ほどのとおり意見を聴きながら進めるということで考えておりますので、あくまで例示ということで御理解いただきたいと思っております。

次に「(4) 江戸川放水路からの淡水及び土砂供給の検討のための基礎調査」については、数値シミュレーションによる効果、影響の検討のために必要となる地形、流況、水温、塩分等の条件の実態を把握したいと考えております。

最後に「4 『自然再生(湿地再生)事業』に係る調査計画」ですが、これまで市川市塩浜地区の市川市所有地において湿地再生の進め方などを市川市と相談してきたところですが、今後は、ここで検討した環境条件、留意事項を踏まえて、塩浜護岸の改修、環境学習の場としての利用等も考慮して、市川市をはじめとする関係機関と協議・調整の上、湿地環境、規模、構造、干潟的環境形成との関連等を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

大西会長 次に、二つ目の行徳湿地再整備について

自然保護課 行徳湿地再整備について、資料に沿って説明いたします。

まず「1. 行徳湿地再整備内容の協議・検討について」ですが、この行徳湿地は、埋立工事により失われつつあった野鳥の生息地を確保するために、昭和45年から50年にかけて人工的に造成された湿地です。これまで行徳湿地の再整備については、平成6年に学識経験者等で構成される行徳内陸性湿地再整備検討協議会を設置して、検討を行ってきているところです。検討協議会の開催状況、協議会の委員の名前等は、4ページ、5ページに記載のとおりでございます。

次に「2. 再整備の実施状況について」ですが、平成6年に行徳内陸性湿地再整備計画を策定し、これに基づき、浄化池や自然観察路の整備等を段階的に進めてまいりまして、その後、平成15年度からは三番瀬の後背湿地としての役割を踏まえた調査を実施しているところでございます。

次に「3. 行徳湿地の課題」ですが、これまでの検討協議においては、大きな課題とし

て、一つは海水交換の促進、二つ目は貧酸素域の解消、三つ目は汽水域の創出、この三つを挙げております。

6 ページに飛びます。行徳湿地のイメージ図がございますので、そちらを御覧ください。

三番瀬との海水の交換、交流は、図の左に千鳥水門、図の右の上に暗渠水門がございまして、この二つの水門によって行われていますが、必ずしも十分ではないということで、千鳥水門の改良を検討しているところです。また、暗渠水門付近には貧酸素による無生物域が起りやすいということで、この埋め戻しを検討しているところです。それから湿地内に汽水域をつくり出すために、図の左側に湊排水機場というのがございますが、こちらから揚水ポンプを使って、図の中央に水田のような形で浄化池が整備されているのですが、その浄化池に導入して、淡水の水量をより安定的に確保するための方策を検討しているということです。

2 ページに戻って、「4 . 17 年度までの調査結果」ですが、いま申し上げたこれらの課題に対処するために、具体的な整備に向けての調査を実施しております。

「(1) 海水交換の促進」ですが、「1) 影響予測調査」では、海水交流量の増量等を行った場合の影響を予測して、最高潮位の上昇により新たな潮間帯となるエリアが確認されたということです。それから、千鳥水門の増設による潮位変動が A P (荒川工事基準面) 0.3 ~ 2.0m 程度になるという予測でございます。

「2) 導流堤調査」ですが、行徳湿地の陸側を流れる排水路 (丸浜川) の堤防である導流堤につきましては、老朽化が進んでいるということで、施設の改修が必要であるということが確認されております。導流堤というのは、先ほどの 6 ページの図で御覧いただきますと、右の下に行徳野鳥観察舎というのがございますが、その前を流れている排水路で、ここに流れ込む淡水と少し汚れた水がこの湿地の中に流れ込まないようにということで、丸浜川と湿地の間に導流堤が築かれております。

「(2) 停滞域の解消」ですが、影響予測調査では、停滞域の解消を図るためには、水門の増設よりも深みの埋め戻しが効果的であるということが確認されております。地形変動調査では、海底地形の平均化が進んで、全体的な地盤沈下が進んでいるということが確認されております。

「(3) 汽水域の創出」ですが、影響予測調査では、湿地内塩分濃度の低下の状況を確認しております。淡水導入影響調査では、冬季に導入量を増やした場合の影響調査をして、水源の水量、水質への影響を予測して、ほとんど影響がないということを確認しております。

次に「5 . 平成 18 年度の調査概要」です。

「(1) 海水交換の促進」ですが、導流堤の設計については、前年度調査において改修の必要性が確認されたということで、整備工法の検討を行い、基本構造、施工案が選定されました。

7 ページに導流堤の断面図がございます。中央の既設の鋼矢板で挟まれた部分が現在の導流堤で、その左側が湿地、右側が丸浜川です。縮小して小さい文字で見にくくて申しわけございませんが、そのような図でございます。そして、構造的には、緩傾斜をつけた土の堤防による案ということで検討されております。

3 ページに戻っていただきまして、「(2) 停滞域の解消」についてですが、深み埋め戻

しの検討では、前年度調査では、停滞域の解消には埋め戻しが効果的であると確認されましたので、浅場造成の影響範囲の想定、工法の検討を行いました。

8 ページに、この埋め戻しの影響範囲を予測した図がございます。この図は、深みのある A - 1、右下の A - 2 の領域に発生しやすい貧酸素域を解消するために、一定のレベルまで埋め戻した場合に生物等への影響がどこまで出るかというエリアを示したものです。また、さらに干出域を拡大するために、B、C の領域に砂を投入することによって A P（荒川工事基準面）0 m のときに干出するエリアと影響範囲を予測し、図で表しているものです。

また3ページに戻っていただきまして、「(3) 汽水域の創出」ですが、淡水導入影響調査では、前年度において冬季に調査を行いましたので、18 年度は夏季の調査を行ったというものです。

次に「6 . 今後の検討課題」ですが、主な項目としては、千鳥水門の整備工法等の検討、淡水導入施設整備内容の検討、湿地環境への影響調査が挙げられております。そして4 番目には、整備に係る順応的管理についての検討を今後の課題として挙げております。

次に「7 . 平成 19 年度実施予定の調査概要」です。

「(1) 湿地内生物生息環境調査」ですが、水門、導流堤等の整備を進めることによる湿地環境への総合的な影響、評価を行い、また順応的管理による整備に役立つよう、主に生物生息環境について調査・分析を行います。

「(2) 千鳥水門整備調査」ですが、これまでの調査結果を踏まえた千鳥水門の改良についての具体的な整備工法の検討を行ってまいります。

「(3) 淡水導入施設整備調査」ですが、既存水源からの安定的な導入や、将来における新たな水源からの導入を踏まえた水路や浄化池等の施設の整備についての具体的な工法の検討を進めてまいります。

行徳湿地の整備についての説明は以上でございます。

大西会長 それでは、三つ目の自然環境調査について、お願いします。

自然保護課 三番瀬自然環境調査について、引き続き説明いたします。

資料3 - 3、この三番瀬自然環境調査は、再生会議の評価委員会で検討いただいた意見を踏まえて実施しているものです。また、この調査結果についても委員の皆様の意見をいただきながら取りまとめを行っているところです。

それでは 18 年度の調査結果ですが、目的、調査内容、調査実施日等については1 ページに記載のとおりです。

2 ページ、「3 . 調査結果等の概要」について説明いたします。

まず「(1) 底質調査」ですが、調査は、中央粒径、シルト・粘土分、強熱減量、酸化還元電位について行っております。底質の状況は、沖合域と浅海域に分けて見た場合に、沖合域では各項目とも過去の調査の変動範囲に大きな変化は認められなかったと言えますようです。浅海域では、江戸川河口から市川航路に沿った海域で、過去の調査の変動範囲を越えて中央粒径が小さくなり、シルト・粘土分の割合が高くなっている傾向が見られました。また、塩浜護岸前面の澁筋の海域でも、中央粒径が小さくなり、酸化還元電位が低くなっています。また、シルト・粘土分の割合及び強熱減量は高い値を示しているということです。

3 ページの図 1、中央粒径の水平分布の状況を表した図ですが、測点の上に中央粒径の数値を落として、中央粒径の大きさで 6 段階に区分されております。

4 ページの本年度調査を見ますと、過去の調査の変動範囲を超えて高かった地点、低かった地点を「○」「×」で表しておりますが、江戸川河口から市川航路に沿った海域、塩浜護岸前面の澁筋の海域などでこの範囲を超えて変動しているという状況が見られております。

次に「(2) 底生生物調査」ですが、調査は、出現種類数、個体数、湿重量等について行っております。

5 ページの図 2 は、底生生物の種ごとに平均個体数、湿重量の経年変化を表しているものです。出現した種類数は、過去の調査に比べて大きく変化はしておりませんが、個体数を見ると、平成 8 年(1996 年)、9 年の補足調査に比べると少なく、また 2002 年度調査とは同程度になっているという状況が見られます。

湿重量につきましては、概ね過去の調査での変動の範囲内にありましたが、過去の調査では夏季に最も高い値を示しておりましたが、今回の調査では、夏季のアサリの湿重量が少なかったということもあったようで、秋季、冬季よりも低い値になっているという状況が出ております。

また、主な種の構成を見ますと、猫実川河口周辺で変化が見られております。6 ページの図 3、底生生物の群集組成、主な構成種について水深で区分し表しておりますが、区分 1 を見ますと、過去の調査ではウミゴマツボ、ニホンドロソコエビの構成比が高かった。これに対して今回の調査では、コケゴカイなどの構成比が高くなっているという状況が現れています。その他の浅海域や沖合域では大きな変化は見られませんでした。

また、主要種における個体数と環境条件、中央粒径、シルト・粘土成分、強熱減量等との関係については、ほとんどの種で過去の調査と大きな変化は認められなかったということです。

次に「(3) 干潟干出域カニ類等生息状況調査」ですが、これは底生生物調査では確認することができないカニ類等の大型甲殻類の分布状況を把握するために行ったものです。

7 ページの図 4、これは調査地点の底質及び出現生物の状況を表しております。泥質である猫実川河口域、貝殻混じりの地点、陸側の砂質等、底質の状況ごとの出現状況を見ますと、各生物種の出現傾向は生息の場、生態特性に順じており、底質に応じて生物種の棲み分けがなされているという状況が現れております。

18 年度調査の結果については以上です。

19 年度の予定を少しお話しさせていただきます。

平成 19 年度の三番瀬自然環境調査事業の概要です。8 ページです。

前回の会議で報告したように、本年は魚類、鳥類を対象として、再生会議からの意見を踏まえて実施する予定です。

まず一つは、海生生物現況調査です。これについては、委託により既に 4 月から調査に着手しております。

2 番目の鳥類個体数経年調査ですが、これについては N P O に委託するということで、受託者を公募して実施する予定で進めてまいりまして、応募のあった N P O の中から受託者を決定し、4 月から着手しているところです。

3番目の鳥類行動別個体数調査ですが、この調査についても委託により4月下旬から既に着手しているところです。

4番目のスズガモ及びカワウの食性調査ですが、これは、三番瀬に飛来するスズガモやカワウが何を食べているか、食性を把握するために行うというもので、調査時期は、刺し網漁等が行われる11月から3月にかけて行う予定です。

なお、カワウの調査については、吐出物を調査することになりますが、行徳湿地内の営巣地で巣ごとに吐出物を採取して、魚種の同定、個体数等を可能な範囲で分析するという事で考えております。

考察ですが、スズガモの調査については過去の調査と比較して行います。カワウの調査については、三番瀬における過去の調査結果がないということもあり、分析結果に基づいて食性について考察してまいりたいと思っております。

19年度に予定している調査についての説明は以上でございます。

食性調査は秋に着手する予定ですが、実施に際しては、さらに詳細な手法について検討を加えてまいります。

なお、このほかの調査につきましても、再生会議からの意見を踏まえて、調査の優先度、財政状況等を考慮しながら順次実施してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

大西会長　それでは、四つ目、市川海岸塩浜地区護岸改修事業について、お願いします。

河川整備課　市川海岸塩浜地区護岸改修事業の実施状況について説明いたします。

資料3 - 4を御覧ください。

まず、平成18年度の実施結果ですが、塩浜2丁目100m区間の工事及びこれに伴うモニタリング調査を、予定された本年3月までに工事完了してありまして、モニタリング調査も4月までに完了したところです。工事後のモニタリング結果といたしましては、周辺海域への大きな影響は確認されず、生物の再定着についても順調に進んでいる状況が確認されております。

続きまして平成19年度の実施状況ですが、塩浜2丁目の東西両側からの工事350mと、これに伴うモニタリング調査を、本年3月までに工事の契約を済ませて、4月から工事に着手したところです。今後は、8月末までに予定された工事を完了させ、モニタリング調査を継続することとしております。また、順応的管理手法に基づく事業の評価についても、工事後1年を経過した評価を行うとともに、よりよい構造の工夫に努めたいと考えております。

1ページの下に平面図を付けております。下の図面の900m区間の右側の100mについて、18年度施工でございます。1工区として230m、2工区として120mの施工でございます。

次のページに、1工区の計画の断面、下に2工区の計画の断面が付けていますが、二つとも同じ断面で、捨石の断面を先行して工事を行うものです。

次のページ、「新基本断面の試験施工について」ということで報告したいと思います。

護岸改修事業を進めるにあたり、三番瀬再生計画の中で順応的管理手法に基づき、必要に応じて護岸構造により良い工夫を施しながら進めることとされており、護岸構造につきましても、平成18年度の市川海岸塩浜地区護岸検討委員会において、より良い工夫を施

した新基本断面が決定されております。順応的管理を適正に進めるために、新基本断面による試験施工とモニタリング調査を実施いたします。

下に計画の図面をつけております。18年度施工の隣接した部分に、新基本断面で試験施工として20mの延長で施工いたします。潮間帯部分までの被覆石を乱積みにして、生物等の状況を把握するものです。

次のページに実施内容について説明してございます。被覆石の乱積み工で20m（高さAP+3.0mまで）を既設の完成断面に隣接する位置に実施し、モニタリング調査を行います。モニタリング調査としては、生物の生息空間としての間隙の形成と、生息状況等に対する変化などについて実施いたします。

下に試験施工の断面図を付けてあります。捨石部分は平成18年度に施工したもので、その前面に試験断面として乱積みの被覆石をつけるものでございます。

以上、報告を終わります。

大西会長 ありがとうございました。

以上で事業の説明が終わりましたので、一括して質疑応答、意見交換をしたいと思います。議題(2)(3)について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

倉阪委員 資料2を見ると、1の干潟的環境形成の検討のところ、5ページの5の自然再生事業の検討のところ、それぞれこの三番瀬の再生事業の中では目玉に当たるようなところだと思うのですが、ここについての「住民参加・情報公開」のところそれぞれに空欄になっている。これはかなりゆゆしき事態ではないかと思えます。やはり三番瀬の再生の中核的な事業でありますので、これはほかのところと同じように公開をしていく。その公開の中で議論をしていくというスタンスに切り替えていっていただきたいと思うのですが、この点についての県の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

三番瀬再生推進室 御指摘いただきました18年度の結果ですが、18年度の事業内容については、事例の収集を中心にやってきましたので、住民参加という点ではこちらの行政側で行ってきたということでございます。ただし、こちらは空欄になっておりますが、情報公開については、こちらの報告書をサテライトオフィス等で公開してまいりたいと考えております。

19年度につきましては、事例の収集ということではなくて、具体的な計画に入ってきてまいりますので、そちらについてはこういったことを考えて留意してやってまいりたいと考えております。

清野委員 今あった議論は非常に重要な議論で、ここである程度整理された内容は、三番瀬の再生にずっと関わってきた委員の方、傍聴の方、三番瀬を残すためにずっと干潟の活動をされてきた方にとっては、そんなに新しいことではないものが多いのです。今後、報告書が公開されたときに、市民の方がある程度知識を持っているものを上回るレベルのものがプロの報告書から出ていないと、単なる事例収集になってしまうと思うのです。市民参加の時代の中で、今インターネットでいろいろなものが公開されています。だから、市民の方でも学生でも、事例収集だけだとかかなりできるのです。さらに、三番瀬に関わっていらっしゃる方々は、国内はもちろん、国外の再生事例を現地に行っているところと学んで来られているのです。ですから、公開されてみないとわからないのですが、そういった特別な先端的なところで行うときに、少なくとも市民よりもレベルが高いものが出ていないと非常

にまずいと思います。

それはコストパフォーマンスの問題が一つあるのですが、県の担当の方が替わる中で、すごく年数も重ねて多岐にわたるものを情報を集約する必要はいずれにしてもあるのです。ただ、それを、地道に、県の職員の方、部局の方、そして委員の方々と、月一でもいいから勉強会を開きながらまとめていかないと、なかなか自分たちのものにならないのです。ですから、県のほうには、今年度からそういうものを公開してくださいということはお願ひしたのですが、是非、市民参加というもののレベルをもう一度考えてこの業務に当たっていただきたいと思います。

竹川委員　今と同じテーマですが、三番瀬の再生実現化推進ということですから、おそらく知事がおっしゃっているように、また、今までの基本計画、事業計画でありますように、生物多様性をどういうふうに進めていくか。再生実現化の一番のキーワードになると思うのですけれども。

そういう意味から言いますと、今までたくさんの論議をしてきた問題が一遍にここで思い出されるわけです。それはいわゆる保全の地域として計画でも出ておりますように、塩浜の前面の海域の価値というのでしょうか、特に多様性なり、そういう貴重な海域の問題、ですからそれを保全しようという論議も今までもあったわけですね。そういうことから考えますと、例えば事例収集にいたしましても、今、全国的に、おっしゃったように、いろいろなサイドからの干潟の再生の事例がたくさん出てきております。それは水産なら水産の立場から出ますし、国交省は国交省の立場から出ておりますし、そういうふうなことから、実際にここで例えば事例収集というのであれば、それがどういうふうに行われていくか。それが生物種の多様性にどういう効果を及ぼしているのか。したがって、そういったものをここで科学的な知見として採用して、それを試験的な先行のところに結びつけていくということは、きちっと説明されれば僕らもよくわかるのですが、これが再生の実現化の方法として事例研究があり、またそういった具体的な先行試験の内容まで出てきているのは、あまりにも唐突ではないかという感じがします。

大西会長　趣旨が最後のところはよくわからなかったけど。最後、「唐突」というのはどの点ですか。もう一度繰り返していただけますか。

竹川委員　最初に、事業をするための前段の段階として、事例の収集が、例えばどこでそういうものが行われて効果があったのか。そういう事例があるのであれば、一緒に勉強したいわけです。それが一つ。それから、具体的にその場所も出てきているわけですが、その場所をそこに選定した理由ですね。それはどういうふうな事例の研究と結びついて、ここであれば先行的な試験としてやってみて価値があるのだという点の説明が、納得いかないということです。

大西会長　わかりました。

それでは、県のほうで今の点についてどうでしょうか。

三番瀬再生推進室　地点の選定について補足説明をさせていただきます。

海域について2地点選定していますが、1地点目、塩浜2丁目護岸の東端につきましては、先行試験ということで、護岸の改修事業の支障にならない位置で考えております。2カ所目の市川市所有地前面については、県のほうで湿地再生ということを目標に考えておりますので、その海から陸への連続性といったことを踏まえて、その地点での試験を提

案しているということです。

それから、猫実川の水域を試験の位置として選んで、その上流を選んだということにつきましては、「猫実川の上流で河口域に影響のないところ」というところで上流域を選んだということでございます。

市川市 オブザーバーの市川市の田草川と申します。2点ございます。

1点目は、いま竹川さんがおっしゃった件ですが、「ここは大変貴重な場所で、いい自然環境が残っているからできるだけ手をつけるな」というお話がいつもございます。私たちはずっと現場を見てみると、決してよくなっていないのではないかと、だからどうしても何らかの再生が必要だとずっと言ってきたわけですが、きょう示された自然環境調査の結果でもすごくよくわかるのではないかと思います。5ページの底生生物調査の平均個体数あるいは平均湿重量を見ると、大変危機的な状況ではないかという気がしますが、その辺いかがかということをもまず県のほうにも確認したいと思います。

もう1点は、これとは別で、市川市の計画に関係あるものですからちょっと確認させていただきたいと思います。行徳湿地再整備の海水交換の件ですが、今、千鳥水門と、直径1.8mの暗渠排水路がございます。平成6年に「行徳内陸性湿地再整備計画」を策定されたときに、暗渠排水路に関しては開削して拡張するという計画が示されていたものですから、私たちの「行徳臨海部まちづくり基本構想」であるとか塩浜地区の「まちづくり基本計画」の中でそういう県の計画を尊重して、いま県のほうで「自然再生の場所」と言っているところに開削の水路ができるという前提で今まで考えてきたわけですが、ところが、きょう示された「行徳湿地再整備計画」の中には暗渠排水については全く触れられていないものですから、この辺はどういうふうに考えたらいいものか。今後も湿地再生を考えると、開削水路ということは一番大事な事業ではないかと思うのですが、それについてはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

大西会長 二つ出ましたので、お願いします。

自然保護課 まず自然環境調査の中の底生生物の調査での出現個体数、湿重量の件ですが、私もいただいている調査結果では、平均個体数については2002年度の調査と比べて大きく変化していないという調査結果でございます。また、湿重量につきましては、このグラフを見ると大きく下がっているように見えますが、過去の調査の最高・最低の変動の範囲内に収まっているということで同程度で、湿重量については概ね過去の調査の変動の範囲内であったという報告、結果を得ております。

それから行徳湿地の暗渠水門の件につきましては、開削の話ですが、これは正式には検討に入っておりませんが、これまでの検討の経緯を聞いたところによりますと、千鳥水門の拡幅、暗渠水門の開削ということで、事業費が暗渠水門の開削についてはあまりにも過大すぎるということで、検討の対象とはされなかったと聞いております。検討が進んでおりません。

市川市 今の最後の排水の件ですが、検討はされてこなかったということですが、その計画自体が平成6年の再整備計画からなくなってしまったということなのか、あるいはどこかで変更があってやらなくなったのか。私たちはそれは「あるもの」ということで今まで市の計画は立ててきたものですから、それがもし変わったのであれば、またいろいろなことを考え直さなくてはいけなくなってしまうと思うのですが、それはどういうふうに考えたら

よろしいでしょうか。

自然保護課 経緯についてはもう一度整理してみますが、先ほど説明申し上げましたように、開削の場合には事業費が過大である、県の財政状況を見ますと計画を推し進めるのは困難であるということで、検討がされておられません。

市川市 納得できないですね。

大西会長 今の点については、事情がこの中で共有されていないと思いますので、これまでどういう計画があって、今のような判断がどのレベルで行われて、今どういう方針なのかということについて補足的に整理して、きょうの議事録に付加していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

倉阪委員 開削の件ですが、全面開削でなくても、一部開削とか、いろんなパターンはあるかと思うのですね。全く手をつけないということではないのではないかとと思うのですが、全く手をつけないのですか。

歌代委員 先ほどからお話を伺っていると、千鳥町水門の拡幅はやる予定だけれども、拡幅してどのように水の交換ができるのか、そういうところを考えておらないと思うのですね。それと同時に、もう一つは、拡幅をしなくても、深みの埋め戻し、導流堤の整備をすれば水が動くということもおっしゃっておられましたね。その辺はどのようなお考えになっているのか。私も、水の交換という意味で、海につなぐ開削と水門の拡幅を同時にやらなければ意味がないと考えるのですが。

竹川委員 暗渠の開削の問題ですが、お話によりますと、京葉線の下とか、設計上の困難さというのですか、そういうことも聞いたような気がするのですが。コストの問題が今のお話では主要な隘路になっているような気がするのですが、以前のいろいろな論議を振り返ってみますと、行徳湿地の中のいわゆるヘドロ状のところを埋め戻していく、それが開渠の水路を通して2丁目のほうに出てくる、そうすると、おのずと自然の水の流れと土砂の供給が相まって、時間をかければ自然に一つの再生みたいな効果が出てくるのではないかという論議があったような気がします。水と土砂の問題、それから真水があそこの前の汽水域のほうに出てくる。そういう意味での自然の再生については非常に効果的な課題であったと私は理解しているのですが、そういう問題をどういうふうに整理してこういう結論になったのか、それを伺いたいと思います。

しかも、それが、市川の田草川さんの話によれば、市川の構想の中に織り込まれている。これは私は非常にうれしい話なので、何とかして、せっかく地元の市川市がそういうお考えでありますならば、全員でそういう方向に、一步でも、時間をかけてもいいですから、進むようお願いしたいと思います。

それから、もう一つの生物のお話ですが、資料の個体数の棒グラフのところ、これはいわゆる補足調査のデータと2002年のデータと平成18年度のデータとでは、海域の区分が変わっていますね。「海域区分1」というところもかなり変わってきておりますし、数年間で猫実川河口のほうも5もあり1もあり2もある。海域区分がかなり変わってきているので、幾つかということでは言えない、そういう大きな変化が見られるようだと。ですから、あまり全体として変わっていないのだということで説明がつくのかどうか。

それから、何よりも私が強調したい点は、これは県の葛南センターの調査でもよくわかりますが、あそこの河口域の生物調査については、県の生物調査では196種類出ておりま

すし、その中で県のレッドデータブックの中にも出ているようなものがかなりここに入っておりますね。だから、ここは単に悪化していて、そういった生物の個体数もうんと減ってきて、調査の結果ではあまりここは価値がないのだ、と聞き取れるようなお話があったのですが、平成 19 年度の調査でもそうですが、そういう意味で、もう一度ここについては、評価委員会のほうの御出馬を得てそういう調査問題をひとつテーブルに乗せていただきたいと思います。

蓮尾委員 私は、資料 2、行徳内陸性湿地再整備検討協議会というものの発足からずっと関わっておりますので。それから、先ほどの暗渠水門の経緯についても私なりに聞いていることがあります。もし誤りがありませんでしたら、御訂正いただきたいと思うのですが。

暗渠水門と千鳥水門、その両方をということは、円卓会議での結論だったのです。円卓会議としましては、3点セットとして、海水の交換をよくする、淡水を流入させる、そしてあとは深みを埋める、その3点が行徳の湿地に関して改善点として挙げられているのです。

その中で海水交換に関しまして、暗渠水門が一番大きなものが経費ということで、問題は、湾岸道路と京葉線という二通りの大きな構造物の下を通すということが、工法的に不可能に近いくらい困難である、であるからやむなく検討からはずすということ。これは、再生会議の準備段階ではなくて、円卓会議の時代に県のほうから説明を受けております。

一方、千鳥水門の拡幅については、そのもっと前に、どういう状況になるかというシミュレーションが行われていて、そのときに、潮の上下がもっと大きくなるということだけは間違いなくわかっていて、経費としてもどのくらいかかって、位置としてもここがいいのではないかと、そういうところまでの検討が随分昔に行われています。

昨年行われたのは、行徳湿地における地盤高の正確な測量です。それによって、実際に地盤の沈下も起こっていますし、海水が拡幅された水門から流入した場合にどのような地形が見られることになるか、そういったことの検討の基礎ができたわけです。

一方で深みの埋め戻しについては、海水の交換、淡水の流入という両方の手段をとっても、塩分勾配という説明を受けたのですが、要は塩分の薄い水が上のほうにあって、塩分の濃い重い水が下のほうにあって、それが動きが止まってしまうという現象も起きているのではないかと。これに関しては、酸素を中に導入する実験を東大と東亜建設さんが実際にやられました。これも経済的にはとても合わない。深みの 2 m よりも深いところに経年的にずっと生物がいない状態は、それでは解消できないだろうと。これに関しては、協議会の中で全体の合意というわけではないにしても、提案としては、深みが干潟域になるように、潮が引いたら出るような状態になるところまで砂を入れたいという提案は、私とかほかの委員からもとりあえず出ています。

ただ、先ほどの田草川さんがおっしゃったような、市川の所有地について開削するかどうか。すると、全体の景観上もいろいろな計画上也好ましいということは私も大変ありがたい御発言だと思っているのですが、最悪の場合、例えば京葉線を越したところから開削するという事はさほど難しくも何ともないだろうと素人でも思います。

もう一つ海水交換につきましては、新しい提案……新しいと言っても 2 年も 3 年も前に出ているのですが、湾岸と京葉線を越えずに湾岸に並行した形で猫実川に結ぶような形で開削水路を設けることができないだろうか。これは実際に、ほとんどは緑地部分になって

います。というのは、高潮の防潮堤の際のところ緑地が 10m ほどの幅で確保されています。そこを使うか、あるいは防潮堤の海側に当たる、いま塩浜のグラウンドになっているところです。建物は幸いにほとんどありません。ただ、並行に水路をつくるというやり方で海水の交換は確かに飛躍的によくなるだろうと、それは考えておりますが、この場では初めて申し上げたことですし、まだ県のほうの検討の内容ということではないはずです。

一応そのようなことで、私は行徳のことしか考えてなくて大変申しわけないのですが、けれども、そういったいろいろなことが具体化していけば非常にありがたいことだ。ただ、確かに、経費とか優先順位とかいろいろなことから言って、県のほうで即答ができないのではないかと、そういうことも思います。

とりあえず私が承知している範囲のことをお話しいたしました。

大西会長 ありがとうございます。

大きく議論が二つの点。一つは、資料 3 - 3 に関する自然環境調査の結果をどう解釈するかという点と、資料 3 - 2 の行徳湿地の再整備についての調査あるいは方針についての議論ということであると思います。

今まで幾つか質問なりコメント、意見が出ましたので、県の方でそれらを踏まえて答えたいと思います。

最初に、自然環境調査関係についていかがですか。

自然保護課 自然環境調査につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、より専門的な見地から検討、評価いただければと思っております。

環境研究センター きょう御報告したのは、速報という形で受け取っていただければありがたいと思っております。こういう結果が出ましたということで、これをどう読むかについては、今、清野先生や望月先生たちにいろいろ御指導いただきながら、解析といいますか、どうなったのかというところを見定めている最中ですので、それが定まりましたら、また正式な形で報告させていただきたいと思っております。

大西会長 行徳湿地再整備についてはいかがですか。

自然保護課 行徳湿地の再整備の経緯は、いま蓮尾委員から御説明いただきましたが、経緯、その後の対応について、次回、整理して改めて報告させていただければと思っております。

それからもう一つ、シミュレーションをやっていないのかという質問があったかと思いますが、参考までに説明させていただきますと、シミュレーションについては、平成 15 年、16 年に実施しております。これはただ開削との比較ではなくて、千鳥水門を、3 m の水門、6 m の水門とした場合どうかというようなこと、暗渠水門前の深みを埋め戻した場合どうかというようなことでシミュレーションを行っております。千鳥水門を拡幅した場合の海水の交換量等についてシミュレーションをしておりまして、例えば現況では流入量は 32 万トンという数字がありますが、3 m の水門を増設することになりますと流入量が 75% 増える、57 万トンになるということ。また、6 m を増設した場合には、これがさらに増えて 102%、65 万トンになるというようなシミュレーションの結果が出ております。

こうしたシミュレーションの結果を踏まえて、海水の交換の促進には今の千鳥水門の規模を大きくすることが効果的だという結論を得て、整備の検討を進めているところでございます。

大西会長 自然環境調査については速報値である。全体のデータについて県のほうでも専門家

のアドバイスを受けながら分析をしたいということでもあります。

これについては、再生会議としても、これまで自然環境調査の結果の分析等については、評価委員会に分析を少し詳しくしていただいて、その結果をこの会議にも報告していただくということできちんと取り組んでいくという議論になっていたと思いますので、再生会議としても、そういう形で評価委員会に 18 年度の自然環境調査の結果に基づく三番瀬全体の評価をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。その点についてはよろしいでしょうか。

それから、もう 1 点の行徳湿地の再整備事業については、これまでの経緯等がちょっと共有されていない部分もあると思います。事業計画によれば、5 年間で行徳湿地再整備については、三番瀬との海水交換、淡水導入促進施設の検討及び着工となっておりますので、5 年間で事業に着手するというのが目標とされています。しかし、今年すぐ着工するというのではないと思いますので、5 年というとまだ少し時間があるので、検討がまだ必要だということは確認できましたので、これまでの経緯等を整理して、どういう格好で検討していくのか、検討する範囲ですね。暗渠のところについてはどういうふうを考えるのか。これらも含めて少しわかりやすい格好で整理していただいて、きょうの議事録に補足的に付けていただくと同時に、次回、少し期間が開くので、いきなり次回に出てきてもきょうの議論のことは忘れてしまいますので、なるべく早い時期に整理されたものを委員に配布していただくと同時に、次回に引き続き検討する資料を出していただくということをいま県の方も言っていたので、そういう格好で議論を継続したいと思います。

それではここで、3 - 1 から 3 - 4 までについて、会場の方から意見を伺います。意見、質問がある方は挙手をお願いします。

発言者 A 「千葉の干潟を守る会」の A です。

猫実川に湿地を造成するというプランがここで出てきていますが、再生会議のワーキンググループの中でこの問題が出てきたときに、「湿地を増やすということは確かにメリットがある。しかし、猫実川に砂を入れてしまうということは、今、猫実川は何の役もしていないのではなくて、三番瀬の奥部の潮汐を助ける働きをしている。つまり、猫実川に潮がドーッと入って行って、それがまたドーッと出てくることで、三番瀬の潮の流れを助けている。ここに砂を入れてしまうと、そういう働きが低下してしまう。ということは、三番瀬の潮の流れに影響を及ぼすのではないかとすれば、猫実川に湿地を造成するためには川幅を拡幅することが望ましいのではないかと」という意見が出まして、そこで議論が終わりになっていると思います。つまり、それができるかどうかということは、その場での検討事項ではなかったわけです。これについては、後藤委員もよく承知していらっしゃると思うのですが。つまり、ここでいきなり猫実川に砂を入れて造成するというのが出てきましたけれども、それが三番瀬にどういう影響を与えるかという予測がされているのかどうか。そういう予測評価があって初めて、一つの事業がどこまで評価されるかということが結果として出てくるわけです。事前の予測がこれについて行われたかどうか、これがまず聞きたい点です。

それから、そういう仕事というのは、これは猫実川だけでなく、三番瀬におけるあらゆる工事について適用されることです。例えば干出域を増やすということが無前提に評価されているように思われますが、藤前干潟の環境省の調査班の報告では、干潟の周りにあ

る浅瀬、干出しない部分の生物量は干潟にもまして大きいと。つまり、干潟とその周りの浅瀬とは協働して生態系をつくっていて、生命を養っている。だから、これは人工の干潟が天然の干潟には及ばないというだけの話ではなくて、浅瀬を埋めて人工干潟をつくるということは、藤前干潟について言えば、これは許されないという報告が出た。これは藤前干潟だけの話ではなくて、どこにどうやって海水域をつくるのかということ、三番瀬でも仔細に検討しなければいけないわけで、無前提にそれが増えたからいいというわけにはいきません。そういう評価をするのはどこでやるのか。ここでも評価委員会というのは、結果を評価するだけではなくて、事前に予測評価をして、これが三番瀬全体についていい影響になるのだろうか、マイナスが生じるのだろうか、そこら辺を把握した上で事業を認め、その事業の結果についてモニタリング及び評価をしなければならない。その意味で、これは評価委員会が行うべきものだと私は思いますが、どう考えておられるのだろうか。それが無いとしたら、後追いの評価だけだったら、再生会議は何のためにあるのかという重大な問題をもたらすわけです。

その2点について、ぜひ、会長にお考えを聞きたいし、委員の皆さんにもお考えを聞きたい。県はそういう予測評価をやられているのかどうかをお聞きしたい。

発言者B 千葉市のBです。

行徳湿地の再生についていろいろな議論があって、全くその議論のとおりだと思うのですが、私もよくわからないのは、淡水が入っていくほうの水門を増やしたり、導流堤をつくったりして、水の流れはよくなるのですが、干満との関係が全然のみ込めないのですが。要するに、1.8mの暗渠をそのままにしてどういうことが予想されているのでしょうか。蓮尾さんが言われるように、猫実川と湿地と結んでやれば問題はかなり解決すると思いますが、今のままでどういうことが期待されるのか、全然のみ込めないのですが。

発言者C 江戸川区から参りましたCと申します。

私は、資料3-1の三番瀬再生実現化検討事業のことについて申し上げます。

ここに事例の収集・整理というのが挙がっております。この内容を見ますと、非常に抽象的で、よくわからないのですが。「代表的な事例」とありますが、これは一体どこの場所を調査されて、何か所ぐらいやっているのか。そして、この全体から見て、例えばどういう土砂がうまくいっているのかとか、背後の河川の状況とか、そういうものが具体的になくて、後ろに挙がっている猫実川その他のところ、そういう参考になるところが一体どういうところにあるのかがほとんど書いてなくて、よくわからないわけです。そして、19年度計画ということで2カ所挙がっていますが、選定した理由が、陸から海域への連続性とか、猫実川の上流にあるところだからと。これでは、事例研究の結果どういうところならば成功するのではないかとということも挙がっていないし、そして検討対象箇所として挙げてあるところが、参考になる事情が全然関連していないのですね。これではずさんな計画と言わざるを得ないと思うのですが、どうなんでしょうか。検討をお願いいたします。

大西会長 先ほどの2つまとめた自然環境調査と、行徳湿地の再整備に加えて、再生実現化検討事業に関して、会場からも質問が出ました。これについては、先ほどの説明を踏まえて私が理解したところでは、今年度の事業、資料3-1の8ページ、9ページで、具体的に一步踏み込んで「干潟的環境形成及び淡水導入の検討・試験」に係る調査計画を立てるということで、今年度の調査事業の中で具体的に土を盛るとかそういうところには着手しな

いと理解したのですが、どうでしょうか。

三番瀬再生推進室 今年度は、試験計画をつくっていくということで、現地に砂を盛るといような事業は入ってございません。

大西会長 それならば、先ほどいろいろ出た意見を踏まえて、この調査計画の中にそのことなども十分考慮した計画内容にさせていただいて、今年度の調査の中でいろいろ調査のやり方等についての注文なり疑問も提示されているので、それに答える格好にさせていただきたいと思います。

自然環境調査については、評価委員会に先ほどのような検討を再生会議としてもお願いしたいと思います。

それから、議論としては直接は出なかったかもしれませんが、護岸改修事業の説明もありましたので、これについても、20年度の実施計画作成に向けたモニタリング手法について評価委員会で検討していただくということで、護岸改修事業に関連したモニタリング手法についての評価もお願いしたいと思います。評価委員会にお願いする事項は、自然環境調査とモニタリング手法ということで大きく二つお願いしたい。県のほうには、3-1の再生実現化推進事業に関連して、きょう出た意見を十分踏まえた調査計画の策定をお願いしたいと思います。

倉阪委員 資料3-1の件ですけれども、19年度の再生実現化推進事業の進め方で、「検討段階に応じて公開により学識経験者等の意見を聴きながら進めていく」と8ページに書いてあるのですが、今の議論でもわかりますように、かなり関心の高いところでもありますので、一刻も早くというか、公開による検討という形をとっていただきたい。再度お願いしたいと思います。

清野委員 ずっと皆さんのコメントもあるのですが、県の中で、例えば市川海岸とか、行徳とか、いろいろな調査が走っているのを、三番瀬再生推進室がどうやって総合化するかということがすごく深刻なので、そこをぜひ早目にやってください。そうじゃないと、委員のほうで情報の蓄積がずっと多くて経緯を知っているのだけれども、当事者の県のほうがちょっと混乱しているというのが今日見えてきたところかと思っておりますので、ちょっと体制を整えていただけたらと思います。

細川委員 評価委員会の件です。宿題をいただきました。評価委員会は、3月までの昨年度に評価委員会としての意見を再生会議に提出したときにも、いろいろ注文とか条件も申し上げました。そういったところを踏まえて、出てきた結果について、あるいは新しい課題について、再生会議からの御指示に基づいて検討していきたいと思っています。

大西会長 よろしく申し上げます。

それから、最初に倉阪委員から質問があった公開について、委員会をつくって委員会の議論を公開するとか、いろいろ書いてありますが、その手順で、まだ委員会ができていないということもあるので、原則は、できるだけ早い機会というか、議論のすべてを公開するというのが原則だと思うのです。税金を使ってやった調査については、準備段階、調査プロセス、結果、あるいはその解釈について公開していくというのが再生会議の原則だと思いますので、すべてのプロセスを全部公開するというのもまたこれは不可能と思いますが、効果的にできるだけ公開するという観点から鋭意進めていただきたいと思っておりますので、その点も是非よろしく申し上げます。特にその点は、県の方々は行政マンなので、こ

うした生物学あるいは地形等の専門的な知識をお持ちでない方も行政に携わっておられると思いますので、できるだけ専門家の知識なり、あるいは市民等の知識・経験を活用することが必要だと思っておりますので、是非公開過程を十分活用して、キャッチアップしていくことが必要なのかなと思っております。

それでは、今の議論、3のシリーズ1～4についてはそういう格好でまとめさせていただきます。

(4) 自然再生(湿地再生)関係について

大西会長 次に、議題(4)自然再生(湿地再生)関係に移ります。

これについて説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室 資料3-5になります。説明いたします。

先般、浦安市から、浦安市新町地域の土地利用計画の変更と、三番瀬の干潟観察舎の設置についての発表がございましたが、三番瀬に面する浦安市日の出地区の未利用地については、湿地再生について検討・協議を重ねてきた経緯がございますので、今回そのあたりの説明をし、御理解をいただきたいと考えているところです。

今回発表がありました新町地域の土地利用計画の変更ですが、市川二期埋立計画の中止や、その後の経済環境の変化等により、幹線道路や区画道路などの道路計画や、幹線道路の沿道の土地利用計画など、それまで進めてまいりました日の出、明海、さらには高洲地区等を含めた新町地域全体の土地利用計画の見直しの必要性が生じ、浦安市、都市再生機構、企業庁の三者で協議を重ねられてきたものです。

この中で、市、都市再生機構、企業庁のそれぞれの立場から、三番瀬の保全・再生に向けた取り組みとしては何ができるのか協議を進めてきた結果、浦安市が都市再生機構や企業庁の協力を得て、資料3-5裏面の図、右側、枠で「干潟観察舎用地」矢印と記載されている三番瀬の干出域に最も近い場所を、市が行政施設用地として約0.2haを有償で取得することとなりました。

そのイメージとしては、表面にあるようなイメージです。

また裏面に戻っていただきまして、この図はこの地区の土地利用計画の変更前後を示していますが、左側の図の三番瀬に面したピンクの業住融合街区、青の誘致施設用地は、幹線道路の機能の見直しに伴い、そのほとんどを右側の図の黄色の一般住宅地に変更する考えとのことでございます。

この変更案につきましては、現在、日の出、明海、高洲地区の住民の意見を聞いているところであり、今後、この土地利用計画の見直しに基づく用途地域や高度地区及び関連する地区計画の都市計画変更手続を進めていく予定と聞いております。

湿地再生については再生会議でも大きなテーマとなっているところですが、湿地再生につきましては、再生計画の第1次事業計画では、「湿地再生は市川市塩浜地区で取り組むこととし、その他の地区については地元市と課題整理をしていく」としているところです。

浦安市日の出地区は「その他の地区」ということにはなりますが、これまで県といたしましても、この地区における湿地再生について検討を重ね、用地の確保については、土地所有者である都市再生機構、企業庁とも協議を行ってきたところでございます。

その検討内容ですが、造成の場所、規模、事業主体、事業手法、用地取得の方法、計画変更に伴う問題点、事業費、再生計画の考えとの整合性、海と陸との一体性、こうしたさまざまな視点から検討を行ってまいりました。

一例を挙げますと、高校用地との配置替えを行っての造成などを検討してまいりましたが、大規模な湿地の案についてはいずれも最終的には県が用地取得するということが条件となり、県の財政状況では困難であることから、現在も具体案には至っていない経緯がございます。

今回の変更案は、三番瀬の保全と再生の視点からは、日の出地区の土地利用は低層の一般住宅地とされ、海からの景観への影響は最小限に抑えられると考えられること、また干潟観察舎の設置については、間近に干潟を観察できる位置に計画され、また、環境学習の視点を取り入れていただいていることなど、再生計画の理念等を考慮していただいたものと考えております。

土地利用の変更については、新町地域のまちづくりも最終段階を迎え、市、都市再生機構、企業庁の三者が協議を重ね、三番瀬の埋立中止による影響や社会情勢の変化などを総合的に判断し、三者が目指すまちづくりの方向が示されたものと受けとめており、この土地利用変更が急務となっていると理解しております。

今後の都市計画の変更にあたっては、県としての判断が求められることとなりますが、大規模な湿地の再生用地を確保するためには、この用地処分に向けた最終手続の間に具体化することが求められており、現時点で用地取得を明言することは極めて困難な状態であり、大規模な湿地の再生は断念せざるを得ないものと考えております。

つきましては、そのことについて再生会議の理解をいただきたいと考えているところでございます。

今後は、県といたしましても、再生計画にある日の出地区にある貴重な干出域を生かし、自然環境と住環境が共存するまちづくりに沿って、三番瀬を生かした市のまちづくりの取り組みに協力していきたいと考えております。

また、干潟観察舎の設置につきましては、環境学習施設等検討委員会の議論にも配慮いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

説明については以上です。

大西会長 ありがとうございます。

今の県の説明について、御意見ありましたら、お願いします。

後藤委員 まず、この都市計画変更というのは非常に重要な問題で、円卓会議以来、浦安の私たちは、できるだけ自然再生の場も含めてそういうものを確保してほしいということは、何年も前から言ってきました。今お聞きすると、県と市と機構、企業庁。実は、再生会議の場に最初の段階で報告もないし、浦安市民に対しても、突然のように、こういうことでやりたいという形で来ていますので。

一つお伺いしたいのは、四者なら四者で協議して、市民の意見も聞きません、大体この方向で決めますと言ってから住民の意見を聞いていく。順番が非常におかしいのではないかと僕は思っています。

もう一つは、浦安市の市民会議というのができまして、そこでもこの件については相当議論や意見があったのは、浦安市のほうでも御存知だと思います。市のほうでつくったそ

ういう会議で議論していることを、全く知らされない。ここではできるだけ三番瀬のためになるようにしたいという意見が相当あったと思います。賛成・反対いろいろありましたが、そのプロセスも知りながら、突然こういう形でやってきたというのは、理解できません。

それからもう一つ、どういう努力をやってきたのか。湿地再生のために県としてこの場がふさわしくないと考えたのか。それとも、やりようがなかったのか。例えばもっと大きなビジョンを持って、できるかどうかわからないけど、そのための努力をきちっとしてきたのかどうか、そういうことを聞かせていただきたいと思います。

三橋委員 今その後藤さんの話とダブるのですが、新町地区の最終段階だから変えるというのは変な話ですよ。基本的に最初から大きな計画があったのでしょうか。最終段階になると、なぜ用途変更しなくちゃいけないんですか。

それから、わずかこんな 0.2ha だから三番瀬に寄与するというのも、変な話だし。

もっと、話を聞いてくると、UR 主導で土地を売りやすくするために用途変更するとしか思えない。ある程度協議する、その中に最初からなぜ市民が参加していないのか。県民でもそうでしょう。

それと、パークウェイの機能見直し。具体的にどういうふうに機能が見直されたのですか。見直さなくてはいけなかった原因は何ですか。その辺についてお話しただければ。

倉阪委員 円卓会議の再生計画案では、可能な限り広く用地を取得するという努力を行うように書かれていたはず。大きな湿地をつくるというのは、政治的な意志がないとできないなどは思っておりましたが、出てきた案は、政治的な意志が全く感じられないというか、私の思っていたものよりもお小さくなっている。変更前の行政施設は 0.3ha 確保されているわけです。その 0.3ha に、どうせ道路は見直すはずだろうと。道路のところは多分付け加わって、それでももう少しそれなりのものをつくっていく方向になるのかなというふうには思っていました。湿地再生はできなくても、ある程度ビクターセンターとして恥ずかしくないぐらいのものはここにあってほしいなと思っていました。それが、「こういう形で最終段階で決まりましたから納得してください」という形で出てくるというのは、かなり心外です。

松崎委員 誘致施設用地が黄色に変わっているのです。これはこの場で質問していいのかどうかわかりませんが、この前、塩浜護岸の検討委員会に出ましたところ、やっぱりこういうふうな感じで、写真入りで出てくるのです。それを 2,000 人にアンケートをするのだと。回収率は 700 人だと。その程度のことで、700 人のアンケートをどこまで重きを置くのか。これで説明したよというのか、ちょっとそこら辺がわからないのです。私は、前の方もおっしゃっていますが、地域住民にきめ細かな説明をしておかないと、いろいろな方向に行ってしまうと思っています。あのアンケートを見ていても、「もうこういうふうになるんだよ」みたいな形になってしまっているんで、そのときに傍聴者の方から、この写真は削ってくださいとか、話が出ていますね。決めちゃって、「はい、持ってきて、説明したよ」というやり方は、ちょっと私も納得いかないですね。地域に住んでいる住民の意見をきめ細かに聞いて持っていかないと、いろんな意味で不平不満が出てしまうだろうと思っています。

その辺と、サテライトオフィスの訪問者数が増加傾向にあると。サテライトオフィスの存在って、あまり知らないんです。私も 2 回ほど行きましたが、この辺の広報活動もして

いただきたいと思っています。

吉田副会長 この後で御紹介があるのかもしれませんが、三番瀬環境学習施設等検討委員会というのを、昨年、平成 18 年度にやりまして、私はまとめ役をやらせていただいて、その報告の資料 4 - 1 の最後のほうにも、「環境学習施設のためには、三番瀬の再生に資するという視点から、公園と三番瀬に隣接する公共用地の活用方法も含めて検討する必要がある」ということで、遅れてしまわないように県のほうでしっかりと早め早めに手を打ってほしいということ、県の別の委員会のほうでお願いしているわけです。一方では、先ほど後藤さんから強い意見がありましたが、「もう、こう決まりました」という形で出てくるというのは非常に納得がいかないというのは、私もそう思います。

その途中経過の説明が必要だということもありますし、果たして、これだけの面積でそういう環境学習施設としても十分ではないのではないかと思います。これは市のほうで買い取るようになったというお話ですが、では、そこでこの再生計画を進めている県は一体何を出すのか、どういう役割を果たすのかということについては、「今後もいろいろ協力していきたい」という説明だけで、「協力していきたい」というだけでは果たして音頭を取っている県として責任を果たせるのかなという感じがします。

この話は途中でバスの中で後藤さんと話をして、落語の「三方一両損」というのがありますが、大岡越前が一両出したから円く収まったわけで、これを開いている県が出そうという気がなければ……。ある程度きちとした土地が確保されて、三両丸々損しているのは海なんですね。海に一両くらい返してやれないのかという気がいたします。そういうことをやるためにも、県のイニシアティブをもっとしっかり出してほしい。

断念と言うのですが、断念というのはどの段階で断念したんですかね。事務局段階で断念したのか、知事まで含めて検討の上断念というのか、そのあたりがよくわからないなと思います。

大西会長 幾つか質問が出ましたが、それらをまとめて県のほうで回答をお願いします。

総合企画部理事 幾つかございますので、幾つか私のほうから答えさせていただきます。

はじめに、後藤委員から御指摘がありました「やり方が逆ではないか」という話につきましては、正直申し上げて、ややそうした形でこの場に持ち出してしまって、まことに申しわけなく思っております。ただ、この会議も公開でやっておりますが、そういう意味では市民の方の御意見もいただいているし、また市のほうも市独自にまちづくりについての市民の意見も伺っているところでして、特にいろいろな土地利用関係ということになりますと、近隣の方の意見もかなり重視しなければいけないという状況があるかと思えます。そういったことで、弁解めいて申しわけないのですが、これまでの検討経緯についても再生会議の皆様方には御報告しかねてしまったという点はあったかと思えます。その点については本当に申しわけなく思っております。

そうした中で、特に内部的には、さっき説明でも申し上げましたが、各視点から検討して、大規模な計画については現在の財政状況では非常に厳しいという結論に至っております。先ほど申し上げたようなことになっておるわけでございます。

また、県も何か出してもうちょっとイニシアティブを取っていくべきではないかという御意見もございました。そういった点もおっしゃられるとおりかとも思うのですが、いろいろな面で検討がまだ未確定な部分もございまして、途中の経過を申し上げられなかった

ということを申し上げたのですが、きょうはこういった形で資料はお出ししてはいるのですが、後ほど市のほうからも説明があるかもわかりませんが、市のほうもこれから市民の意見を広くお聞きして内容について詰めていきたいというようなことであると伺っております。

そういった段階でございますので、県としても、現段階でどこまで県としての考えをどれだけお願いするか、反映させていただくかというところはこれからではございますが、まさにこれから早急に検討して、その辺のところもお願いしていきたいと考えております。とりあえずその2点についてお話しさせていただきました。

浦安市 企画政策課の石川と申します。

いろいろと御質問いただいた今回の土地利用計画の変更ですが、実はきょう、全く同じ時間にこの新町地域でこの説明会が行われていて、我々市の担当者も今すべてそちらに行っているという状況です。したがって、私は、別の部の人間がどこまでお答えしていいのかちょっとはばかるところではありますが、いろいろ御質問があったので、わかる範囲で説明させていただきたいと思っております。

まず、突然というお話がありましたが、まさに地元の日の出、明海、高洲地区の住民の方々に、きょうから3日間、合計5回の説明会を行うことにしてあります。また、その中で、今回ここであったような御質問もかなりいただき、意見も多分いろいろいただくのではないかと考えています。

それから、0.2haはちょっとしょぼいのではないかというような御意見もあったかと思いますが、今、現状でこの地区は非常に地価が上がっている中で、市がここで何かをしようという、今のところ市としてできる範囲ぎりぎりのところで2,000㎡というふうに我々としても考えています。本来でしたら、たくさんの敷地を取るというのは、それは望ましいのは当然だと思えますが、これは有償で取得することになれば数億という金額になるということを考えれば、今、市として精いっぱいということをお理解いただきたいと思います。

それから、パークウェイ関係の質問があったと思いますが、当然、パークウェイというのは、市川二期の埋立地が計画どおりできれば、そこに通じた道でありますので、ある意味広範囲な道路になったわけですが、市川二期が中止になったことによって行き止まり道路になった。この幅員が36mあったところですが、広域的な道路が行き止まりになったということになると、誘致系の土地利用がなかなか進まないということもあって、これを一般住宅地に変えるということではないかと考えています。

URの関係とかいろいろありましたが、それは、関係者の方がお見えになっていれば、あるいは企業庁の方がお見えになっていれば、そちらのほうからお答えするのが筋かと思えます。

大西会長 引き続き会場の方から意見を伺いたいと思います。今の議題について御意見のある方、お願いします。

発言者D 船橋から来たDと申します。

浦安市のことをとやかく言うあれもないのですが、用途変更して一般住宅にしたら、将来にわたって、海に対してもうちょっと陸にしたいというときに、ますますやりにくいのではないかと一般的に思うのですが。「土地が高くなっている」という観点ではなくて、

もうちょっと自然、海のこと、その辺何とか考えられないものかなと一般的に思いますが。
上野委員 私はまさにここの日の出の住人なので、意見的には実は聞いてはいたのですが。円卓会議からいろいろ出ていた「海に戻す」とか、住民感情として、この再生会議は「聞きたくない会議」になってしまった事実というのはあるのですね。大方の住民が非常に反発を持った。別の形の市民会議、いま後藤さんがやられているのかな、その前の座長さんか何かから「海のそばに住んでいる人たちは何か災害があっても死んでも構わないのだ」というような発言があったり、埋め戻したり、突端を削ったり、海流が悪いからといって真ん中に大きな川をつくる、海を通すという発言があったり、感情的に対立している事実もあるのですね。住民は、私たちが住んでいる土地にどうしてそういうふうな手を加えるのだらうという意見もあるわけです。

その中で、きょうは県のほうの発表が先にあったのですが、本来は市の事業としてこれはずっと練ってやってきているわけであり、なぜ県がここで発表するのか。今まさに石川さんがおっしゃったように、きょうもやっているし、明日もあさってもやるわけです。5回ぐらいたるわけですが、住民説明会を。そういう機会の前にどうして県が発表してしまったのかなという部分があるのですが。県は、では何に関わっているのか、県はお金を出しているのか、県は努力しているのか、そういうところが非常に問われるところではないか。

浦安市は、小さい面積ではあるけれども、確実に努力して、応え、結果を出そうとしている。三番瀬という意味合いは、浦安市民だってほんの少数です。多くは、教育とかいろいろなものにお金を回せと言っているのは、これまた事実なのです。我々は井の中の蛙だから、三番瀬だってすごく大きなものに見えているかもしれないのですが、住民・市民感情からすると、多分これが精いっぱいじゃないか。ここで県が何かを一緒にやるとすればまた大きな力が出てくるだろうと思うけれども、今は県は全然そういう段階とは違いますね。何もやっていない、何も努力していないというのが県なのに、どうして先に発表するのか、という部分があるのです。

大西会長 またいろいろな角度から県に対する意見が出ましたが、いかがでしょうか。

総合企画部理事 なぜ県が先に発表したかということは、それはお言葉ではございますが、そういう趣旨ではございませんで、市のほうが、既に先週、市長さんからこういったことも発表されておりますし、これは市の都市計画でございますので、こちらのほうからとやかく言うような立場ではございませんが、本日、三番瀬再生会議が開かれるということで、再生会議に対してこれを説明して、今回いまお示ししている資料のような計画が進もうとしておりますので、それに対して県のほうもこれから考え方を求められるところでございますが、そのために私どもの考え方を説明して、でき得れば御理解をいただきたいという趣旨で、この場に上げた次第でございます。

大西会長 私からお尋ねしますが、「高等学校用地 3.9ha」と書いてありますが、これは県立高校を想定しているのでしょうか。

総合企画部理事 さようでございます。

大西会長 普通、高等学校用地というのはもう少し狭いのではないですか。

総合企画部理事 いろいろな基準がございますので、校舎、付属施設の必要面積というのがございますので、これはおそらくそういった基準に則った計算で求められていると思います。

大西会長 　いつ開校されるのですか。

総合企画部理事 　未定でございます。

大西会長 　県の用地も幾つかあるということですか。下の緑地は、誰が持っているのですか。

「行政施設」の下に、「墓地公園」との間に「緑地」と書いてある。

三番瀬再生推進室 　こちらに書いてある緑地につきましては、企業庁が所有しております。

大西会長 　県ということになるのですか。

三番瀬再生推進室 　県とは異なる企業庁が所有しているということです。

大西会長 　千葉県企業庁ね。

そういうことを総合すると、説明はわかったけれども、県のやれることは完全に何もなくなっているわけではないような気もするのですが、いかがでしょうか。ここでは県は何もせん、市川塩浜だけ行くと、そういうことなんでしょうか。

総合企画部理事 　緑地とかでございますので、まさに浦安市の干潟観察舎をどういう機能整備をしていくかというのもこれからであるやに伺っておりますが、三番瀬を担当しております私どもとしまして、いま会長がおっしゃられましたように、厳密に言いますと我々知事部局と企業庁というのは違うわけございまして、企業庁も公営企業ということで独立組織で経営面を厳しく問われている組織でもございまして、非常に廉価な形で土地を活用する、処分する、あるいは渡すということは、別の面から難しい立場にあるわけですが、そういったことも念頭に置きながら、仮に大規模なものが無理だとしても、活用できるような土地等もどういう形でこれまでの議論の趣旨に若干でも合ったような形で活用できるのか、その辺のところは先に県として所有者なり浦安市にもお願いするなり協議していきたいと考えております。

後藤委員 　この高等学校用地は、まさに企業庁所有の3.9haがあつて、もちろんバランスシート上、企業庁と県と完全に分かれていますというのは、よく理解できます。ただ、例えば今、県ですから、県立学校を当面多分つくれないと思います、財政的な問題も含めて。例えば一般住宅地のほうと付け替えをすとか、そういう努力を海側に何とか。当面、売るとか買うじゃなくて、付け替えをすとか、例えば国のほうとも相談すとか、そういうことを。三番瀬の再生というのは、今までの常識では非常に難しいところもあると思います。そういった総合的な力というのは、情熱をかけていろいろなことにトライしてみないと。それでだめだったら、だめでしょうがないのですが、そういうトライをしないというのは……。三番瀬の再生に関しては、県が基本計画から事業計画を策定してきたわけですから、広域行政の立場としてコーディネートをぎりぎりまでやっていただいて、結果としてこういうことをやってきたけれどもだめでしたよという報告をいただかないと、住民も納得できませんし、僕ら会議に関わっている人間も納得できないわけですね。

非常に高い土地ですので、難しいこともよくわかっています。だけど、少しでも、将来の三番瀬のためとか、ここを使って浦安の子たちは三番瀬に入りながら環境学習もやっていく場ですので、是非……。

いろいろなところで浦安市も関わってくれています。三番瀬環境学習施設等検討委員会にもオブザーバーで入っていただいて、随分議論していただきました。是非、県としてはコーディネートをしっかりやっていただいて、早め早めに出していかないと、ある日突然決まっちゃって県はお手上げです、何もやりませんでしたということではおそらく許され

ないと思いますので、ぜひ今回も御努力いただいて、できることがあれば少しでもやっていただくということをお願いしたいと思います。

倉阪委員 理事の発言で「市がやることにとやかく言う立場ではない」という発言がありましたが、では何のためにこれはやっているのかということですね。三番瀬の再生のために、これだけ人を集めて、何年間にもわたってこういう議論を積み重ねてきているわけです。円卓会議のときでも、浦安のワーキンググループだけで13回やっているわけですよ。そのために人を集めて、私も時間を使って、どういう形であればフィジビリティがあり得るのか。「海に戻す」という話はしていないですよ、浦安のワーキンググループでは。海に戻らないような形で陸上の湿地再生をしようという話にしたわけです。陸を海に戻すなんていう話はやっぱりだめだろうと。でも、陸上の湿地再生であれば、例えばディズニールンドに行って人工的なものを見た修学旅行生が三番瀬に触れるような、そういう環境施設があれば浦安にとってもいいのではないだろうか、そういう話をしていたわけです。

そのときの議論を思い起こせば、高校用地がなぜ換地できないのかという話だったのですが、昔の変更前では、この高校用地のところに高いビルが建つようなことであれば、その北側の人たちが納得しない、これが一つの理由だったのです。いま、一般住宅地じゃないですか。高い建物じゃないんですよ。では、可能性があるんじゃないでしょうか。この前の議論、かなり前ですが、再生会議になってからこの話は1回も議論してないですけども、円卓会議のときの議論ですが、そういった議論はあったはずですよ。

それから緑地、これはそもそも企業庁が売の話じゃないですから。先ほど「経営面も考えなければいけない」と理事はおっしゃいましたけれども、そもそもこれは利潤のために確保している土地ではなくて、公共的な緑地として確保しているものですから、一体的に運用すれば、その両方にとってメリットがある。そういう使い方ができるのではないのでしょうか。そういう調整はできないのでしょうか。

総合企画部理事 「とやかく言うことはできない」と申し上げましたのは、御承知のとおりそれぞれ独立した自治体でございますので、強制することはできないという意味で申し上げました。それは県としての立場というものもございますので、市に失礼かもしれませんが、アドバイスですとか、お願いですとか、あるいはいろいろな面での協力とか、そういったことはもちろんできるものでございます。

それから緑地については、おっしゃるとおり売るところではございませんので、整備費とか細かいことはあるかもわかりませんが、それについては十分検討させていただきたいという趣旨で先ほど申し上げました。

それから高校用地につきましては、これも市のほうからお答えしていただいたほうがいいのかもわかりませんが、曖昧な形ではっきりどういう施設がそこにできるのかということは、なるべく曖昧な形にしないで計画を進めたいというような考えがあるやに伺っております。

浦安市 高校用地の話がありましたので、若干説明させていただきます。

今、浦安市内は、県立が2校と私立が2校、合計四つの高等学校がある。ただ、実際には、都内あるいは県内でも他市の高校に行く中学生が非常に多いということが現状としてある。企業庁の説明では、ここの高校用地については、県立はもうないとしても、私立の中高一貫であるとか、私立高校に売却するというのも実は説明では聞いておりますので、

市として高校の需要はないかという、これは「ある」ということになりますので、この議論で簡単にここここを交換したらどうかということについては、浦安市民の立場からすれば、これはなかなか承知できないのではないかと考えます。

大西会長　　きょうはぎりぎりでも 21 時までということで、もう 10 分ちょっとしかありません。集約したいと思います。

再生会議は三番瀬の再生という観点で議論しているわけですが、当然陸側については、それぞれの地域の考えとありますが、市民なり自治体の方針もあると思います。それと三番瀬の再生をどう調和させていくかというのは非常に大きなテーマで、それをしなければいけないということだと思います。

今の問題については、形式的に言えば、最終的に土地利用の変更は県知事の権限にも絡むと思います。県がゴーサインを出さないとこの絵は実現しないということなので、そういう意味では、「三番瀬の再生」というテーマと、土地利用について地元市なり住民の意向を踏まえて裁断する。両方を知事が担当しているということになって、知事自身も方向がはっきりしないとどう判断していいか困るのではないかと思います。

地元での合意が形成されていくということが今日から始まるということなので、これについては推移を見守らなければいけないと思います。しかし、第一に、今日の提案の中でも、行政施設 2,000 m²、これは浦安市が手当するということでありましたけれども、周辺に緑地があるということで、施設の整備という観点からすれば、単独の 2,000 m²だけではない絵姿も可能性があるのではないかとということで、県として浦安市における湿地再生にどういうコミットをするのかというのをぜひ整理していただきたい。

きょうの議論では、高校用地と交換して高校用地を近いところに持ってきて工夫の余地があるのかどうかという提案もあったわけで、それは少し大きな話になるかもしれませんが、そういうことを含めて、なぜできないのか、どこまでできるのか、ぜひ整理をしていただきたいと思います。その中で、ここにどのくらい予算をかけることが県民に納得してもらえるのか。県の事業は浦安の湿地再生だけではないと思いますので、県費を投ずるについてどこまでが可能なのかという判断も行政としてあると思いますので、そういうことも整理した上で県のコミットメントということについて明らかにしていただきたいと思います。何となく今日の議論だと、周りが全部こうやってきたので県として仕方がないという立場に身を置こうとしているように思えるのですが、もうちょっと主体的に表現していただきたいと思います。

議論については、ここで我々としてこれを認めるということとはできないというふうに思いますので、きょうのここでいろいろ質問が出たものが再生会議としての意見で、これらを集約して、浦安市における市民との協議の状況なども踏まえて、次回また整理して出していきたいと思います。

吉田副会長　　一つ付け加えると、県がもっと主体的に判断しなければいけない部分は、この海側の護岸の部分についてあると思うのですね。これは市がやるものではなくて、県が場合によっては国の補助を得てやることになると思うのですが、新しく計画が変わった場合、今までのように堀のような護岸のままなのか。を見ると、道路を廃止して緑道になるのであれば、もうちょっと違った形の護岸だって考えられるわけですし、ここに環境教育施設をつくって、それで堀を乗り越えていく話ではないと思うのですね。そういった

ものについて県はどう考えるのかということも含めて、ぜひ返事をいただきたいと思います。

大西会長 堤防の高さの問題もあると思うので、それを踏まえて護岸の形状についても整理する必要があると思います。

いずれにしても、円卓会議の提案で、ここについては、確定したというか、そうするという絵ではなくて、例示というスタイルではありますが提案があって、それについては、今までの議論の経緯からすれば県として積極的に受けとめているという状態だと思えます。ここでそれが実現できないということになるわけですから、そういう意味では明確な県の方針がないといけないと思います。是非、その点をよろしくお願いしたいと思います。それでは、この議論についてはそういうことにいたします。

3. 報告事項

- ・平成18年度三番瀬環境学習施設等検討委員会報告について
- ・三番瀬自然環境データベース構築事業について
- ・三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について

大西会長 次に報告事項があります。これは簡単に1、2分でお願いします。

環境政策課 三番瀬環境学習施設等検討委員会の検討結果について報告いたします。資料4-1です。

吉田委員に委員長になっていただきまして、この検討結果をまとめたものでございます。5ページ、結論部分として、三番瀬環境学習施設等に関する提言として取りまとめているところであります。

提言は、大きく三つの項目についてなされております。

まず「3-1. 環境学習プログラム」について、課題として二つ、広報の不足と資金の不足を挙げております。

「3-2. 人材育成」につきまして、行政の役割は、コーディネーター役として社会教育と学校教育を結ぶための担当部署の連携が求められるということを記載してございます。

また、「3-3. 環境学習施設・環境学習の場」について、地域の環境学習指導者や学校がどのような利用要望を持っているか調査することの必要性等を挙げております。また、三番瀬周辺の既存の環境学習施設との連携についても検討する必要があるとしておりまして、環境学習施設に求められる機能として、次のページの表1にまとめております。

また、この提言に至りました委員会のメンバー、検討内容等については、7、8ページに記載してございます。

時間の関係ではしよっての説明でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の報告について、何か御質問はありますか。

後藤委員 やはり環境学習というのは、いい場がないと。そういうことも書いてありますので、ぜひ1度きちっと読んでいただければと思います。

大西会長 きょうの議論はいろいろなテーマがありまして、事業が実施されていくと意見の集約を迫られるようなことがだんだん増えてくると思います。そういう意味では、今までと

違う議論の展開といいますか議論の仕方もしていかなければいけないのかなと感じました。

三番瀬については、大きく言えば、陸側における湿地再生を含めた「海と陸との連続性の確保」というテーマ。それは特に護岸の再整備ということにも関係するわけですが、それから海域における自然再生なり自然の維持ということがもう一つの大きな柱で、きょうは特に陸側における議論がいろいろ出たと思います。

湿地再生については、用地を取得して湿地を再生していくという事業が必要になりますので、県としても相当腹を固めていただかないといけない局面があるのではないかとということで、円卓会議で三つ提案していますが、どこでどういう湿地再生が行われて、それが海と陸との連続性にどういうふうに関わるのか、そのあたりを方向性をきちんと出さないと、何となく次から次に期待が裏切られていくというのは非常によくない現象かなと思います。ぜひ、その辺、指針を明確にするということをやっていただきたいと思います。

湿地再生に絡んで、きょうは、暗渠の開削とか、いろいろ今まで議論してきたテーマについて、何となく期待がうまく実っていないという感じのする資料も出てきましたので、行徳湿地の再整備ということについても、海と陸との連続性という観点からぜひ方向性をきちんと出して、前向きな議論ができるようにしていただきたいと思います。

それでは、残っている報告を簡潔にお願いします。

自然保護課 三番瀬自然環境データベース構築事業について説明いたします。

三番瀬の調査につきましては、環境部以外の部署でも調査を行っているものがございしますので、そういったものをすべて集めてデータベースを構築したということでございます。

収録のデータにつきましては、(2)に書いてありますように、いろいろ利用することができます。また、三番瀬の主要な生物について紹介するというものになっております。

利用の方法につきましては、データベースは、千葉県文書館、千葉県環境研究センター、千葉県立中央博物館で利用することができます。

それからホームページに掲載しているのですが、ホームページでは、三番瀬の主な生物について紹介しております、これを見ることができます。データベースにつきましては、機能の紹介や利用方法などについてホームページで紹介しているということでございます。

以上でございます。

水産課 資料4-3により、三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況を報告いたします。

三番瀬漁場再生検討委員会は、平成16年12月に発足し、今まで9回開催され、ここに記載のような目標の策定や、漁場再生をするためにどのような順番で何を重点的に検討するかを検討し、現在、長期的な取り組みとしては流れづくりを含めた検討、また短期的当面の取り組みとしてはアオサ対策を重点的項目として進めております。

次のページにあります。流れづくりについては、すぐ土木作業をやるというわけではありませんで、漁場の特性をデータから把握しようと。それを2カ年で漁業の実態とあわせてその手法を抽出して今後検討します。データにつきましては、新たなデータを取ることではなく、既存のデータを中心に今シミュレーションをかけたりにやっております。これは2カ年事業で進めるものです。

漁業資源課 引き続き説明させていただきます。

まず、アオサ対策につきましては、漁業者と連携して、アオサの発生量を継続的に把握するとともに、自走式潜水トラクターによる回収の実用化を進めております。また、アオ

サ対策に関する事例収集等を行い、有効利用を含めた処理方法の確立を目指しております。特に平成 18 年度までに、自走式潜水トラクターの前部に取り付けたかごによりアオサを集めエアリフトで回収する方式で、最大で 1 分当たり 0.5 トンのアオサが回収でき、実用化の目途が立ちました。これは 4 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

次に藻場造成ですが、現在の三番瀬ではアマモの越夏は困難と推定されますが、一部の海域でアマモの成育に適した箇所も確認されましたので、漁業者と連携してモニタリング調査を行いながら藻場造成について試行しております。

また、造成箇所において魚介類の産卵状況や幼稚魚の生息状況等の調査を行い、藻場の持つ機能の評価検証を行ったほか、陸上水槽での育成試験を行っているところです。

造成適地の推定については、5 ページの図 3 のとおりです。

次にアサリ漁業ですが、アサリにつきましては、アサリの浮遊幼生の生態及びアサリ資源の変動要因の解明のための調査を行ってきております。

また、アサリ資源の減少防止対策の一つとして考えられる冬季の波浪抑制技術の導入について、具体的事業の展開を目指すとともに、アサリ稚貝を傷めず効率よく回収し適地に移植する方法の開発も進めております。

波浪抑制試験につきましては、ノリ養殖施設を模した施設の背後で波浪が 10～22%弱まった結果が得られておりまして、アサリの保護効果があることが確認されました。

また、アサリ稚貝採取機の開発につきましては、6 ページの図 5 に示したとおり、このような稚貝採取機で何とか仕様が固まって実用化の目途が立ってきたところです。

それから、ノリ養殖業についてですが、ノリ養殖業では、現場の巡回・技術指導等を継続して、ノリ養殖管理技術の確立や、最近の東京湾の高水温に対応した養殖を可能とする新しいノリ養殖品種の品種改良を進めております。高水温耐性ノリ品種に関しては、優良株を収集して、有望な 3 株を選抜、大量培養したところがございます。

説明は以上でございます。

4. その他

三番瀬再生推進室長 最後に「その他」ということで 6 点ほど手短かに報告いたします。

1 点目は、資料 5 - 1 「三番瀬再生支援事業補助金について」ですが、三番瀬の再生に向けて行われる団体、グループによる自主的な活動を支援するために補助金を新設いたしまして、補助を希望する団体を幅広く募集しております。内容は記載のとおりで、募集期間は 6 月 14 日までとなっております。記載されている内容については御参照ください。

2 点目は、資料にはありませんが、三番瀬再生国際フォーラムの開催ですが、これは来年 1 月、幕張メッセで開催を予定しておりますので、皆様に御協力をお願いいたします。

3 点目は、資料 5 - 2 「三番瀬に係る平成 18 年度自然環境保全基礎調査の結果について」ですが、「リモートセンシングと現地観察の統合による干潟・浅海域の生物多様性の評価手法の開発」をするために実施いたしましたということで、猫実川河口域のカキ礁について調査しております。内容は記載のとおりでございます。

次に、4 点目ですが、資料 5 - 3 「三番瀬において実施予定の事業について」ということで、市川航路・泊地の維持浚渫工事です。19 年 7 月 1 日から 19 年 8 月 31 日の工事期

間で実施することとしております。内容等については記載のとおりです。

5点目は、資料はございませんが、三番瀬の漁業補償問題についてです。この問題につきましては、県企業庁は、平成19年5月30日に東京地方裁判所に民事調停を申し立てました。今後、申し立ての相手方である市川市行徳漁業協同組合、南行徳漁業協同組合、千葉県信用漁業協同組合連合会と裁判所を交えて協議を行っていくと聞いております。

6点目は、次回第20回再生会議の開催です。冒頭でも御報告申し上げましたが、今回は、9月11日(火曜日)、午後6時からここ浦安市民プラザWave101で開催いたします。

以上、「その他」ということで報告いたしました。

大西会長 報告について質問する時間が残念ながらないので、もし質問がある方は、事務局に直接お願いいたします。

それでは、時間が大幅に超過して申しわけありませんでしたが、以上をもちまして本日の再生会議は終了します。

竹川委員 すいません、要望です。

今回は9月と言いますが、今回は9月ということではなくて、きょう持ち越しの議題は相当大きな問題ですから。今の報告も、まだ質問したい点があると思います。したがって、もう少し早めていただければという点、それから資料を早めに出していただきたいという点、その2点をぜひともお願いしたいと思います。

大西会長 資料は早めに出していただきたいと思いますが、会議については9月にしたいと思いますが、強く「早いほうがいい」という御意見はほかにありますか。

清野委員 賛成します。早くもう一回必要だと思います。

大西会長 どの点の議論ですかね。意見が強ければそういうことは可能だと思いますけれども、日程調整の問題がありますが。

歌代委員 資料を早く出してもらって、意見を県のほうへどんどん出すように。

大西会長 それは可能ですが、9月11日より早くやる必要があるかどうかということですが、早くやらなければいけない理由を挙げていただきたい。

竹川委員 今日は、非常に重要な議題がほとんど論議されずに持ち越しになっているというのが実態なんですね。したがって、その問題を早めにぜひともやっていただきたい。

大西会長 早めにやるということは、9月11日では遅い理由を。

竹川委員 その理由は、きょうの湿地再生の基本的な問題、また調査の大きな問題ですね。

大西会長 湿地再生については、早めにやると言っても、これは相当早くやらないと、手続とすり合わせるということでは難しいですね。

竹川委員 だと思います。

大西会長 ただ、ここで土地利用の議論をするわけではないので。土地利用は別途決まってくるので。与えられた土地利用の中でどうやって円卓会議の案の精神を生かすかというのが、ここでの議論だと思います。

竹川委員 それはごもっともですが、早め早めに論議をしませんと、論議は深まらないと思います。

清野委員 一つは議論の時間が不足しているということと、もう一つ、概算要求の関係で、来年度のことがもう8月には大枠が決まってしまう方向があると思います。ですから、7月

か8月には来年度のためにもきちんと議論を集約しておくべきだと思います。

大西会長 それは実施計画という意味ですね。実施計画の案は9月の会議に提案するという
ことを想定しているということですね。

清野委員 だとすると、きょうの議論不足のところは8月に間に合わないということです。挙
手をして、回数を増やすか早めるか、それともやらないかを決めて散会するというふうに
……。

大西会長 議論ができないので、いま挙手を取ってもあまり意味はないと思います。

それでは、いま意見はわかりましたので、開催時期については私と副会長に預らせて
いただいて、少し整理をして、もし開催するということであれば日程調整して可能性を探
りたいと思います。9月11日は一応やるということで、それは予定していただいて、も
う一回その前にやるかどうかについて預らせていただきたいと思います。

5 . 閉 会

大西会長 それでは、以上できょうは終わりにします。

以上